

# フランチャイズ契約における 収益に関する錯誤についての一考察

——フランスにおける議論を参考に——

矢 島 秀 和

- 第1章 はじめに
  - 第1節 本稿の検討課題
  - 第2節 2011年判決をめぐる議論の再確認
  - 第3節 本稿の構成
- 第2章 フランス法における錯誤の概要—価値に関する錯誤を中心に
  - 第1節 はじめに
  - 第2節 本質に関する錯誤—合意の瑕疵となる錯誤
  - 第3節 価値に関する錯誤—合意に影響を与えない錯誤
  - 第4節 小括
- 第3章 収益に関する錯誤以外の場合における錯誤の問題
  - 第1節 はじめに
  - 第2節 ザーの情報提供義務違反と錯誤
  - 第3節 宥恕される錯誤の存在
  - 第4節 人に関する錯誤
  - 第5節 小括
- 第4章 2005年判決の検討
  - 第1節 はじめに
  - 第2節 2005年判決の概要および検討
  - 第3節 小括
- 第5章 2011年判決および2012年判決の検討
  - 第1節 はじめに—2011年判決および2012年判決の紹介
  - 第2節 収益の獲得が契約の本質的性質を構成する理由

- 第3節 ザーの情報提供義務違反との関係
- 第4節 2011年判決の射程
- 第5節 近時の動向—改正債務法との関係および2011年判決以降の判例
- 第6節 小括
- 第6章 おわりに—日本法検討に向けた若干の考察
  - 第1節 日本法の現状とそれに対する疑問
  - 第2節 契約の“目的”
  - 第3節 錯誤無効の考慮要素
  - 第4節 ザーの情報提供義務違反と収益に関する錯誤

## 第1章 はじめに—本稿の問題意識

### 第1節 本稿の検討課題

フランチャイズ契約締結過程において、フランチャイザー（以下、ザーとする。同様に、フランチャイジーについてジーと略称する。）がジーに対して、店舗設置後の売上予測に関する情報を提供することがある<sup>(1)</sup>。ザーがジーに提供する情報には様々なものがあるが、ジーにとっての最大の関心事であり、契約をするにあたり最も重要な情報は、店舗を経営した場合にどの程度の収益を獲得できるのかという売上予測に関する情報である<sup>(2)</sup>。したがって、売上予測に関する情報はジーの契約締結の意思決定に決

(1) 経済産業省「フランチャイズ・チェーン事業経営実態調査報告書」（2008年3月）16頁によれば、76%のザーが「予想売上・収益」に関する情報をジーに提供している。また、同報告書36頁によれば、売上予測に関する情報をめぐる訴訟が、ジーによる訴訟の50%を占めている。

(2) 遠藤隆『フランチャイズ契約の実務と理論』（日本法令、2016年）369頁。たとえば、裁判例では、はじめてザーの保護義務違反に基づく損害賠償責任を認めた京都地判平3・3・10判時1413号102頁【進々堂事件判決】は、「フランチャイズ契約を加盟しようとする個人等にとって、最大の関心事は、通常、加盟後にどの程度の収益を得ることができるかどうかという点である」と述べる。

定的な影響を及ぼす情報といえよう。すなわち、ザーが誤った売上予測に関する情報を提供しなければ、ジーは契約をしなかったと言える程、かかる情報は重要なものであろう。そのようにいえることから、ザーが誤った売上予測に関する情報を提供した場合には、従来一般的である保護義務（信義則）ないしは不法行為に基づく損害賠償請求にくわえて、法律行為法による保護、とりわけ錯誤・詐欺の規定を用いてジーを保護するという方策も、併せて考慮されてよいのではないだろうか。というのは、保護義務違反等に基づく損害賠償では、ザーの責任が認められても大幅な過失相殺がなされることで、ジーの実質的な損害の回復がなされているとはいささか言い難いところ、契約を無効にすることで既払いの金銭の返還を受けられる法律行為法による処理のほうが、より適切にジーの損害の回復を図ることができるのではないかと考えるからである<sup>(3)</sup>。また、保護義務違反等に基づく損害賠償請求では契約関係が有効であることが前提になるが<sup>(4)</sup>、契約を無効（取消し）にすることによってザーとの契約関係から免れることが検討されてもよいのではないだろうか<sup>(5)</sup>。

---

(3) もっとも、法律行為法による処理では契約の無効か否かという硬直的な処理になりがちな側面があることは否定できず、その意味でジーの落ち度も考慮して過失相殺で割合的解決を行う損害賠償による処理も否定されるべきではない（この点に関連し、取引的不法行為において過失相殺を活用することは、実質的に契約の効力を割合的に奪うものであると指摘するものとして、たとえば橋本佳幸「取引的不法行為における過失相殺」ジュリ1094号147頁）。本稿は、損害賠償による処理を否定するものではなく、ジーの保護のための手段を増やすことを目的に錯誤の活用可能性を考察するものであることを断っておきたい。

(4) たとえば、名古屋地判平10・3・18判タ976号182頁〔飯蔵事件〕では、契約が有効に成立していることを前提にザーの情報提供義務違反に基づく損害賠償責任が認められている。

(5) 契約を無効にすることの利点として競業避止義務の消滅を考えることができるのではないかと（後掲注(151)参照）。

以上のような問題意識に基づいて、前稿では商法典 L. 330-3 条（以下、L. 330-3 条とする。）が定めるザーの情報提供義務違反を合意の瑕疵（vice du consentement）に基づく契約の無効で処理するという方法が定着しているフランス法の考察を行った。<sup>(6)</sup>引き続き本稿においても合意の瑕疵の“活用可能性”を見出すためフランス法の考察を行う。ただし、前稿では合意の瑕疵のうち詐欺の場合を中心に検討をしたので、本稿においては錯誤に絞って検討を進める。とりわけ、前稿で紹介した破毀院商事部2011年10月4日判決<sup>(7)</sup>（以下、2011年判決とする。）を中心に考察する。本判決は、ザーが誤った売上予測に関する情報を提供した場合に、収益に関する錯誤（erreur sur la rentabilité）が本質的性質に関する錯誤を構成するとした。ところが、次章で述べるが、フランス法では本質的性質に関する錯誤のみが顧慮され、伝統的に収益に関する錯誤は価値に関する錯誤（erreur sur la valeur）に過ぎないので合意に影響を与えない錯誤とされる。したがって、収益に関する錯誤は本質的性質に関する錯誤として顧慮されず、契約の無効原因とは解されてこなかった。それでは、2011年判決において、なぜこの収益に関する錯誤が契約の無効原因とされたのか。また、収益に関する錯誤を契約の無効原因とした2011年判決はフランス錯誤論においてどのように位置づけられるのか。そして、2011年判決の射程はフランチャイズ契約以外の契約にも及ぶのであろうか。

こうした視点から2011年判決を分析することを通じて、誤った売上予測に関する情報が提供された場合に錯誤無効が認められることはほぼ皆無である日本法<sup>(8)</sup>において、錯誤の活用可能性を検討するに際しての有益な視

---

(6) 拙稿「フランチャイザーの情報提供義務違反と合意の瑕疵との関連性—フランスにおける議論を参考に—」法と政治（関西学院大学）67巻1号407頁（2016年）。

(7) Cass. com., 4 oct. 2011, Juris-Data n° 021604.

座を獲得できるのではないかと考えている。

そこで、まず以下において前稿で行った2011年判決に関する議論を今一度確認しておく。

## 第2節 2011年判決をめぐる議論の再確認

ザーが誤った売上予測に関する情報を提供した場合に、収益に関する錯誤に基づきフランチャイズ契約の無効を宣言した2011年判決に関して学説では様々に議論がなされてきたが、その論点は次の各点である。①収益に関する錯誤がなぜ本質的性質に関する錯誤を構成するとされたのか、②収益に関する錯誤についての先例との関係性ならびに2011年判決の射程、③情報提供義務違反がなくても契約を無効にし得ると述べたことの意味、という各点である。以上の各論点につき、前稿ではおおまかな学説の整理を行った。

まず、①について、2011年判決で示された理解は、端的に収益の獲得＝契約の本質という定式が成り立つフランチャイズ契約に特有のものとする

---

(8) 錯誤無効が主張されたものの否定されたものとして、一例として、金沢地判平15・4・28判時1931号58頁、那覇地判平17・3・24判タ1195号143頁[ホットスパ事件]、東京地判平25・2・18 LEX/DB 文献番号25511124がある。たとえば、千葉地判平13・7・5判時1778号98頁[ローソン千葉事件]では、ザーがジーに対して「数値に関しては保証しておらず、数値が変動することは原告(ジー：引用者)も理解していたものということができるから、意思表示の要素に錯誤があったということとはできない」として、ジーからの錯誤無効の主張を斥けている。なお、近時、ザーの販売方法が食品衛生法の営業許可を受けられず、実施できなかった場合に、ジーの意思表示の要素に錯誤が認められるとして、フランチャイズ契約の錯誤無効が認められ、不当利得返還請求に基づき、ジーが支払ったイニシャルライセンスフィーの返還が認められた事例が登場している(東京地判平27・9・30 LEX/DB 文献番号2531757)。

る見解と、フランチャイズ契約における目的から考察する見解があった。後者はすなわち、ノウハウなどのザーの給付を用いてジーが収益の上がる経営を行うというフランチャイズ契約の目的に照らし、収益が上がらなかった場合には、こうしたザーの給付の適格性 (aptitude) が存在しなかったとして、収益に関する錯誤を認める見解である。

次に、②については、収益に関する錯誤の先例としてしばしば登場する、第4章において検討する破毀院第3民事部2005年3月31日判決（以下、2005年判決とする。）と2011年判決との関係性が議論されていた。すなわち、後述する通り、2005年判決では収益に関する錯誤は本質的性質に関する錯誤にはならないと判示されたところ、これと相反する見解を示したかに見える2011年との関係につき、どのように考えれば平仄が整うのかという議論である。これについては、形式的な側面から、2005年判決は民事部判決であるのに対して、2011年判決は商事部判決であること、また、前者はプルタン・シヴィル搭載判決であるが、後者は判例集未搭載 (non publié) という点で異なることとされている。さらに、実質的な側面から、フランチャイズ契約においては収益の獲得が契約の本質を構成するためであるとの説明がなされていた。

③に関しては、これまではザーの情報提供義務違反や詐欺によって収益に関する錯誤が惹起されない限り、契約の無効原因とはされてこなかったが、2011年判決では、そうした事情がなくても民法典1110条のみに基づいて契約の無効を生じさせ得るとされた点で新規性があるとされている。

以上のように、前稿では2011年判決に関係する学説の整理を行ったものの、本判決のフランス錯誤論における位置づけやその射程についての詳細な考察をせず、次稿の課題とした。そこで、本稿では、前稿と議論が重複する点があるものの、これら諸点につき考察を行い、日本法における錯誤の活用可能性を見出すための視座の獲得を試みるものである。

### 第3節 本稿の構成

先述した問題意識に基づき、本稿では以下の順序で叙述を進めていく。

まず、第2章では、2011年判決の錯誤論における位置づけを明らかにするための前提作業として、フランスにおける錯誤論一般につき整理する。

第3章では、フランチャイズ契約における収益に関する錯誤以外の錯誤が問題となった場合として、情報提供義務違反によってジーに錯誤が生じた場合の判例を簡単に取り上げたい。かかる問題を2011年判決の考察の前で取り上げることで、本判決がフランチャイズ契約締結過程においてジーの錯誤が問題になる場合の中でも特殊な位置づけ（ザーの情報提供義務違反がなくても錯誤無効が認められるという2011年判決の特殊性）を有するものであることを示せるのではないかと考えている。

続く第4章では、収益に関する錯誤の先例とされる2005年判決の紹介ならびにこれに関係する学説の整理を行う。かかる2005年判決の整理を通じて、次章で2011年判決を考察するための手がかりを抽出したい。

そして、第5章では、2005年判決の考察から得られた視座をもとに、2011年判決および本判決の見解を踏襲するとされる破毀院商事部2012年6月12日判決（以下、2012年判決とする。）の考察を行い、両判決でなぜ収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤とされたのか、およびフランス錯誤論における位置づけならびに両判決の射程を解明する。併せて、2016年2月10日の債務法改正に関するオールドナンス<sup>(9)</sup>により、新債務法1136条で価値に関する錯誤の条文が新設されたので、同条の新設により2011

---

(9) 2016年2月10日の債務法改正に関するオールドナンスが出されるまでの経緯については、中田裕康「2016年フランス民法（債権法）改正」日仏法学第29号97頁（2017年）が詳しい。また、本稿で扱う契約の有効性に関する新債務法の邦語訳については、荻野奈緒ほか訳「フランス債務法改正オールドナンス（2016年2月10日のオールドナンス第131号）による民法典の改正」同志社法学第69巻第1号279頁（2017年）がある。

年判決は影響を受けるのか否かという点に関しても検討を行い、これと並んで2011年判決以降の判例もフォローしておく。

最後に、第6章で、本稿の結びにかえて、日本法への視座の獲得を念頭に、日本法においてもザーが誤った売上予測に関する情報を提供した場合において錯誤の活用可能性を見出すために必要であろう点を指摘し、若干の考察をくわえたい。

なお、周知のように、先述の2016年2月10日の債務法改正に関するオールドナンスを経て、新債務法が施行されたことで条文の配置が旧法と異なることになった。しかし、本稿では新債務法以前の2011年判決を中心に取り上げることから、条文数の表記については旧法の条文数に従って表記することをあらかじめ断っておきたい。

## 第2章 フランス法における錯誤の概要—価値に関する錯誤を中心に

### 第1節 はじめに

フランス法において錯誤とは、端的に、真実とは異なることを本当のことと信じたり、反対に、真実のことをそうではないと信じることとされる<sup>(10)</sup>。もしくは、錯誤者の内心の意思 (*volonté interne*) と表明された意思 (*volonté déclarée*) との不一致が存在する場合である<sup>(11)</sup>。そして、この錯誤には以下の類型があるとされる。すなわち、合意形成の障害となる錯誤<sup>(12)</sup> (*erreur obstacle*)、合意の瑕疵となる錯誤 (*erreur vice de consentement*)、

(10) J. Flour, et al., *Droit civil Les obligations I. L'acte juridique*, Sirey, 15<sup>e</sup> édition, 2012, n° 193, p. 176; Ph. Malaurie et al., *Les obligations*, lextenso, 6<sup>e</sup> édition, 2013, n° 497, p. 241. V. aussi, J. Ghestin et al., *TRAITÉ DE DROIT CIVIL, La Formation du contrat Tome 1: Le contrat Le consentement*, LGDJ, 4<sup>e</sup> édition, 2013, n° 1108, p. 876.

(11) Ph. Malaurie et al., *supra* note 10, n° 497, p. 241.



および合意に影響を与えない錯誤 (erreur indifférent)<sup>(13)</sup> である。錯誤について規定する民法典1110条は、これら錯誤のうち、合意の瑕疵となる錯誤についてのみ定めるものである。

## 第2節 本質に関する錯誤—合意の瑕疵となる錯誤

### 第1款 本質に関する錯誤とは何か

合意の瑕疵となる錯誤について、民法典1110条は、「錯誤は、それが合意 (convention) の目的である物のまさに本質に関して陥った場合に限り、その無効の原因になる；錯誤は、それが契約を締結しようとする相手方に関するに過ぎないときは無効原因ではない。ただし、その相手方についての考慮が契約の主たる原因 (cause principale) であるときは、この限りではない。」と規定し、物の本質に関する錯誤および例外的に人に関する錯

---

(12) J. Flour, et al., *supra* note 10, n° 194, p. 178-179. によれば、合意形成の障害となる錯誤とは学説上の概念であり、契約の成立が認められない (inconceivable) 錯誤である。この錯誤はさらに、契約の種類 (nature du contrat) に関する錯誤、契約における目的物の同一性 (identité) に関する錯誤に分けられる。契約の種類に関する錯誤は、当事者がどのような種類の契約をするのかにつき意思の合致が存在しない場合である (たとえば、Aは自身が結んだ契約を贈与と理解したのに対し、相手方のBはその契約を売買と理解したような場合)。契約における目的物の同一性に関する錯誤とは、契約の両当事者が各自別の物を目的物と理解していた場合である (たとえば、売主は甲土地を売却したと理解したのに対し、買主は乙土地を購入したものと理解したような場合)。そして、学説は伝統的に、合意形成の障害となる錯誤においては両当事者の意思の合致が存在しないため、その効果については契約の不存在 (inexistence) もしくは絶対無効 (nullité absolue) と解している。

(13) 本文中で挙げたフランス法の錯誤類型について概説する近時の邦語文献として、石田穰『民法総則 民法大系 (1)』(信山社, 2014年) 641頁以下を参照。

誤のみが合意の瑕疵となる錯誤として考慮される<sup>(14)</sup>として、これら以外の誤りは合意の瑕疵となる錯誤として顧慮していない<sup>(14)</sup>。本稿において主に検討する価値に関する錯誤は、原則として契約の無効原因とはされてい<sup>(15)</sup>ない。

それでは、本質に関する錯誤とはどのような錯誤であるか。錯誤に関する判例および学説の議論は、この本質に関する錯誤とは何かをめぐって繰り広げられてきた<sup>(16)</sup>。現在は、判例および通説ともに、1110条の本質に関する錯誤の理解について主観説 (conception subjective) に立っている。すなわち、主観説とは、錯誤に陥った者が、真実 (réalité) を知っていれば契約を締結しなかったといえる場合には、その者には本質に関する錯誤が生じていたとして錯誤無効が認められるというものである<sup>(17)</sup>。つまり、「本質」という概念を客観的に把握し狭小に解するのではなく、当事者が意図した性質 (=本質的性質) と解し、その概念を拡張させたのであった。こうした「本質」の概念の捉え方は民法典の起草者の見解とも合致するところであるとされる<sup>(18)</sup>。

(14) F. Terré et al., *Les obligations*, Dalloz, 11<sup>e</sup> édition, 2013, n° 213, p. 236-237.

(15) *Ibid.*, n° 220, p. 248.

(16) 物の本質に関する錯誤をめぐる判例および学説の変遷については、上井長久「フランス民法における本質の錯誤について」明治大学大学院紀要第7巻177頁(1969年)、野村豊弘「意思表示の錯誤(3) —フランス法を参考にした要件論—」法学協会雑誌93号2巻237頁以下(1976年)、山岡真治「錯誤論の再検討—フランス法を手がかりにして—」神戸法学雑誌第51巻第3号47頁以下(2001年)、山下純司「情報の収集と錯誤の利用(2) —契約締結過程における法律行為法の存在意義—」法学協会雑誌123巻1号2頁以下(2006年)等において詳しい説明がなされている。

(17) J. Flour, et al., *supra* note 10, n° 197, p. 181.

(18) H., L. et J. Mazeaud et F. Chabas, *Leçons de droit civil Tome II/Premier volume Obligations théorie générale*, Montchrestien, 1998, 9<sup>e</sup> édition, n° 163, p. 162.

したがって、何が本質に関する錯誤であるかは、一般的・標準的な人を基準として抽象的に (in abstracto) に判断されるのではなく、その錯誤に陥った者を基準として具体的に (in concreto) 判断される。<sup>(19)</sup>

## 第2款 錯誤無効の“歯止め” — 錯誤の宥恕性および相手方の認識

もっとも、前記の主観説に立つと、法的安全が著しく害される危険性がある。そこで、合意の瑕疵となる本質に関する錯誤が存在する場合であっても、錯誤無効を制限する歯止め (garde-fou) が必要となる。<sup>(20)</sup> したがって、法的安全と錯誤者の保護という相反する要請をいかに調整すべきかが課題になる。そこで登場するのが、(1) 錯誤の宥恕性および (2) 相手方がその錯誤について認識していた (erreur commune) という要素である。

### (1) 錯誤の宥恕性

錯誤者に合意の瑕疵となる本質に関する錯誤が存在するとしても、かかる錯誤は宥恕し得る (excusable) ものでなければならない。このことを換言すれば、錯誤者の陥った錯誤が宥恕し得ない (inexcusable) ものである場合には、契約の無効は認められないということである。<sup>(21)</sup> それでは、どのような場合に錯誤者の錯誤が宥恕し得ないものであるとされるのかというと、錯誤者が錯誤に陥ることを回避するための情報を取得するあらゆる手

---

(19) M. Fabre-Magnan, *Droit des obligations 1- Contrat et engagement unilatéral*, PUF, 2012, 3<sup>e</sup> édition, p. 329. したがって、主観説に立てば、錯誤無効が認められる範囲の制限は実際のところ不可能となるといえる (J. Flour, et al., *supra* note 10, n° 197, p. 182.)

(20) M. Fabre-Magnan, *supra* note 19, p. 338.

(21) F. Terré et al., *supra* note 14, n° 223, p. 251. なお、錯誤の宥恕性については、新民法典1132条において考慮されている (R. Cabrillac, *Droit des obligations*, Dalloz, 2016, 12<sup>e</sup> édition, n° 62, p. 69.)。

段を有していた場合には、契約の無効を主張することはできないという<sup>(22)</sup>。すなわち、錯誤者が自身の情報収集義務 (*devoir de s'informer*) を果たしていないと評価される場合には、本質に関する錯誤に陥っていたとしても錯誤無効は認められない<sup>(23)</sup>。また、その錯誤が宥恕できるものであるかを評価するにあたっては、錯誤者が経験豊富な事業者 (*professionnel averti*) であるか否かが考慮される。そして、錯誤者がそうである場合には、彼の錯誤は宥恕し得ないものと評価される傾向にある<sup>(24)</sup>。とはいえ、そのような事業者の資格を有している場合にはただちに宥恕できない錯誤とされ無効が認められないというわけではなく、具体的な事案に応じて判断されているといえる<sup>(25)</sup>。

## (2) 相手方の認識（共通錯誤）

次いで、錯誤無効が認められるには、その錯誤が「合意された質 (*qualité convenue*)」であること、ないしは「契約の領域 (*champ contractuel*)」に取り込まれること、もしくはその錯誤が「共通錯誤 (*erreur com-*

(22) M. Fabre-Magnan, *supra* note 19, p. 338. これは、警戒をしないう者を法官は保護しない (*de non vigilantibus non curat paetor*) ということである。

(23) F. Terré et al., *supra* note 14, n° 223, p. 251.

(24) V. F. Terré et al., *supra* note 14, n° 223, p. 251.

(25) M. Fabre-Magnan, *supra* note 19, p. 338.

(26) 「契約の領域」とはどういった概念であるか、フランス法においても必ずしも明確な定義が与えられているわけではないが、当事者が合意 (*accord*) の範疇に含むことを欲した要素のことと定義できよう (*Ibid.*, p. 288.)。したがって、その要素が欠如していた場合には錯誤無効が問題となり得る。この「契約の領域」に関して詳述した邦語文献として、山城一真『契約締結過程における正当な信頼』(有斐閣, 2014年) 388頁以下, 同「沈黙による詐欺と情報提供義務 (2・完) —フランス法の展開を題材として—」早稲田法学第92巻第1号149頁以下 (2016年), 森田修『契約規範の法学的構造』(商事法務, 2016年) 368頁以下を参照。

「*muné*」であることが求められる。<sup>(27)</sup>これは、錯誤無効が認められるためには、当該契約において錯誤者Aが本質として探究していた質につき、相手方Bが知っていた、もしくは知っていたと推測されることが求められるというものである。<sup>(28)</sup>要するに、錯誤者Aと契約をした相手方Bとともに錯誤に陥っていたということを意味するものではなく、ある物のその質を本質としたという当事者の意図 (*intention*) が必要ということである。<sup>(29)</sup>したがって、Bが契約においてAが探求していた質について知らなかった場合には、錯誤無効は認められないということになる。<sup>(30)</sup>

こうした要請は、法的安全および相手方Bの保護という必要性から求められるものとされる。<sup>(31)</sup>以上の要素については第4章以下で詳しく検討したい。

### 第3節 価値に関する錯誤の扱い—合意に影響を与えない錯誤

以上のように、フランス法では、合意の瑕疵として契約の無効原因となるのは、原則的に本質的性質に関する錯誤のみである。しかし、ここで取り上げる価値に関する錯誤は、合意に影響を与えない錯誤 (*erreur in-différence*) と解されている。すなわち、目的物の価値に関して錯誤があったとしても、それがレジオン (*lésion*) によって処理され得る場合は別として、<sup>(32)</sup>原則として契約の無効原因とはならない。こうした理解が原則では

---

(27) F. Terré et al., *supra* note 14, n° 217, p. 240.

(28) M. Fabre-Magnan, *supra* note 19, p. 339; B. Fages, *Droit des obligations*, LGDJ, 6<sup>e</sup> édition, 2016, n° 108, p. 110.

(29) F. Terré et al., *supra* note 14, n° 217, p. 241.

(30) M. Fabre-Magnan, *supra* note 19, p. 340.

(31) *Ibid.*

(32) J. Flour, et al., *supra* note 10, n° 203, p. 189; J. Ghestin et al., *supra* note 10, n° 1168, p. 945; Ph. Malaurie et al., *supra* note 10, n° 505, p. 246.

あるものの、価値に関する錯誤であっても、本質的性質に関する錯誤に起因する場合には契約の無効原因となるとされる。したがって、価値に関する錯誤には、無効原因とならない錯誤とそうではない錯誤とがあることになる。<sup>(33)</sup>

#### 第1款 無効原因にならない価値に関する錯誤

まず、価値に関する錯誤が次のように定義されるものである場合には契約の無効原因にならない。すなわち、錯誤者の陥った錯誤が「正確な前提事実 (*données exactes*) に基づいてなされた誤った経済的評価」による場合である。<sup>(34)</sup>つまり、錯誤者が、その物の特性 (*caractéristiques*) に関して錯誤を生じたのではなく、単にその物の価格 (*prix*) に関してのみ錯誤を生じさせた場合である。<sup>(35)</sup>こうした錯誤とは、たとえば、有名な画家の絵画であることを知りながら、(その絵画が高額な価値を有するものと知らずに) 低廉な価格で売却したような場合である。<sup>(36)</sup>このような価値に関する錯誤による契約の無効を認めると法的関係の安定性 (*sécurité des relations juridiques*) を損なうがゆえに、契約の無効原因とはならないとされる。<sup>(37)</sup>この価値に関する錯誤が契約の無効原因にならないということは、判例および学説で確立した見解となっていると評価できる。<sup>(38)</sup>

(33) J. Flour, et al., *supra* note 10, n° 203, p. 189 et 190.

(34) J. Ghestin, *La notion d'erreur dans le droit positif actuel*, LGDJ, 1971, n° 74, p. 83.

(35) M. Fabre-Magnan, *supra* note 19, p. 334.

(36) J. Flour, et al., *supra* note 10, n° 203, p. 189.

(37) R. Cabrillac, *Droit des obligations*, Dalloz, 12<sup>e</sup> édition, 2016, n° 61, p. 68.

(38) V. J. Ghestin et al., *supra* note 10, n° 1168 et s., p. 945 et s..

## 第2款 無効原因になる価値に関する錯誤

もっとも、価値に関する錯誤であっても、それが本質的性質から導かれた錯誤である場合であれば、契約の無効原因となる。<sup>(39)</sup> そうした場合とは、たとえば、ある美術品を真作 (authenticité) と信じて購入したところ、そうでなかった場合である。この場合、美術品の購入者には価値に関する錯誤に陥っているのと同時に本質的性質に関する錯誤が生じているので契約の無効が認められる。<sup>(40)</sup>

判例において無効原因になる価値に関する錯誤とそうではないそれとの区別が示されたものとして、絵画の売買における売主の当該絵画の価値に関する錯誤が問題となった「プッサン事件」における一連の判決の最後の判決であるヴェルサイユ控訴院判決を挙げることができる。すなわち、本件についてヴェルサイユ控訴院は、「正確な前提事実に基づいてなされた誤った経済的評価に因るものである金銭的評価の錯誤 (erreur monétaire) と、本件におけるように本質的性質に関する錯誤に因るものである当該物の本質的価値 (valeur qualitative) に関する錯誤とは区別されなければならない」と述べる。<sup>(41)</sup>

かくして、2016年2月10日の民法改正に関するオールドナンスを受けて成立した新民法典1136条<sup>(42)</sup>において、判例および学説の理解を容れ、給付 (prestation) の本質的性質に陥ったものではない価値に関する錯誤は無効原因にならない旨明記されることに至った。<sup>(43)</sup>

---

(39) J. Flour, et al., *supra* note 10, n° 203, p. 189.

(40) J. Ghestin et al., *supra* note 10, n° 1168, p. 945 et s..

(41) CA Versailles, 7 janv. 1987, JCP G. 1988, II, 21121, note J. Ghestin.

(42) 新民法典1136条

「価値に関する錯誤とは、契約者が給付について誤った経済的評価を行ったに過ぎないというものであり、その給付の不可欠な質にかかわるものでなければ無効原因ではない。」

#### 第4節 小括

フランチャイズ契約における収益に関する錯誤についての一考察

非常に大まかではあるが、ここまでフランス法における錯誤論について概略してきた。錯誤者に生じた錯誤については、現在は主観説に基づき、その問題となる錯誤が錯誤者の契約締結に決定的であった場合には本質的性質に関する錯誤を構成する。ただ、そうなると契約相手方の安全を著しく害することになる。そこで、錯誤無効の歯止めとして、その錯誤が宥恕できるものであること、およびその点に関する錯誤につき相手方が認識し得たか、ないしは「契約の領域」に取り込まれていたかという点も併せて錯誤無効の肯否が判断される。そうすることで錯誤者の保護と取引安全の保護とのバランスが図られている。

上記の各点のうち、とりわけ次章以降の議論との関係で鍵となるのは、錯誤者の陥った錯誤が「契約の領域」に取り込まれていたのかという点である。というのは、契約における収益の獲得が「契約の領域」に取り込まれていたのかという点が、ともに収益に関する錯誤の事例である2005年判決と2011年とで破毀院の判断を分けた分水嶺と評価することができるからである。

次章では、収益に関する錯誤以外の場合における錯誤の問題として、主としてザーがL. 330-3条の定める情報提供義務に違反した場合における錯誤の問題を取り上げ、これを整理する。かかる整理を経ることによって、2011年判決の特性が明確にできるのではないかと考えている。

---

(43) Sous la direction de Th. Douville, *La réforme du Droit des contrats Commentaire article par article de l'ordonnance du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations*, Lextenso, 2016, p. 89.



### 第3章 収益に関する錯誤以外の場合における錯誤の問題

#### 第1節 はじめに

L. 330-3-条が定める情報提供義務にザーが違反したことでジールの合意に瑕疵が生じた場合には、前稿で検討したように詐欺によって処理されるのが一般的とされる<sup>(44)</sup>。もっとも、ジールによって錯誤が援用される場合もある。そこで本章では、2011年判決の特殊性（ザーの情報提供義務違反がなくても錯誤無効が認められる点）を明らかにするために、収益に関する錯誤以外の錯誤の問題としてザーの情報提供義務違反と錯誤の問題を扱いたい。

なお、本章でのジールの錯誤の検討に際しては、フランチャイズ契約の特性ゆえ人に関する錯誤も問題となるので、かかる錯誤も併せて検討したい。

#### 第2節 ザーの情報提供義務違反と錯誤

下記で述べるように、とりわけ、L. 330-3 条で法定されている情報はジールの契約締結にとって決定的な情報であることから<sup>(45)</sup>、ザーの情報提供義務違反は一般的に本質的性質に関する錯誤を生じさせ得る<sup>(46)</sup>。

そうした一例として、たとえば、ジールの錯誤無効の主張が認められたパリ控訴院2006年6月23日判決の要旨はこうである。ザーが提供した文書には、L. 330-3 条が提供すべきとするザーのチェーンに加盟する企業の情

---

(44) Ph. le Tourneau et M. Zoïa, *FRANCHISAGE. -Variétés du franchisage. -indépendance et domination dans le franchisage. -Droit de la concurrence et franchisage*, JCI, Fasc. 1045, 2016, n° 105. ザーの情報提供義務違反と詐欺との関連性については、拙稿・前掲註(6)425頁以下を参照願いたい。

(45) C. Grimaldi et al., *Droit de la franchise*, Litec, 2011, n° 154, p. 126.

(46) F. -L. Simon, *Théorie et Pratique du droit de la Franchise*, Jory éditions, 2009, n° 164, p. 115.

報, 当該文書を提供する前年中にチェーンから脱退した企業数といった情報が記載されていなかった。くわえて, 当該地域市場におけるザーのチェーンの収支バランス (performances) および当該地域市場における競合店のそれも提示せずに, 単に本契約締結の10年前に行われた調査 (recensement) にもとづく情報を地域市場の現況としてジーに提供したにすぎなかった。このようなザーの情報は, 店舗設置場所周辺の正確な状況を示すものではないし, また, ジーが店舗設置後の収益可能性の実態について評価することを妨げるものである。こうしたザーの情報提供義務違反は本フランチャイズ契約のまさにその本質 (substance) に影響を及ぼすものなので, 同義務違反によってジーは錯誤に陥り, 合意に瑕疵を生じていたといえる<sup>(47)</sup>として本契約を無効とした。

### 第3節 宥恕される錯誤の存在

#### 第1款 L. 330-3 条の定める情報と錯誤の宥恕性

前記のように, ザーの情報提供義務違反によって契約の本質的性質に関して錯誤が生じた場合に錯誤無効が認められることがある。もっとも, ジーの錯誤無効が認められるには, その錯誤が宥恕されるものでなければなら<sup>(48)</sup>ない。それでは, その錯誤が宥恕されるものであるか否かを判断するにあたり, いかなる要素が考慮されるのか<sup>(49)</sup>。

第2章第2節第2款で触れたように, 錯誤者が情報収集義務を怠った場合には, 彼の錯誤は宥恕され得ない錯誤となり, 錯誤無効は認められない。

---

(47) CA Paris, 23 juin 2006, Juris-Data n° 312403.

(48) F. -L. Simon, *supra* note 46, n° 164, p. 115.

(49) かかる点については, 拙稿「フランチャイズ契約締結過程における情報提供義務違反の判断要素に関する一考察—フランスにおける議論を通じて」法と政治65巻4号289頁以下 (2015年) も併せて参照願いたい。

しかし、ザーにはL. 330-3条に基づき情報提供義務が課せられているので、その限りでジーには情報収集義務は課せられない<sup>(50)</sup>。したがって、L. 330-3条で提供すべきとされている情報についてジーが収集を怠ったとしても、そのことをもって錯誤の宥恕性が否定されることはない。

たとえば、パリ控訴院1997年11月14日判決は、「本件では、ドゥバン法(現L. 330-3条：引用者)が定める情報提供義務は遵守されなかったところ、同義務は、契約相手方が負う義務についての本質的性質に関する錯誤を回避することを明らかに目的としている以上、この錯誤は宥恕できない性質を帯びるものではなかった<sup>(51)</sup>」。本判決はこのように述べて、ザーの情報提供義務違反があった場合には、ジーに生じた錯誤は宥恕され得ると判示した。

## 第2款 錯誤が宥恕され得ないとされる場合の考慮要素

以上のように、ザーの情報提供義務違反があった場合には錯誤が宥恕され得るとされるが、同義務違反があってもジーの錯誤が宥恕され得ないとされることがある。その際の考慮要素としてまず挙げられるのがジーの事業経験である。ジーに事業経験がある場合には錯誤が宥恕され得ないと判断されることが多い。

レンタカーのフランチャイズ契約に関するパリ控訴院2006年11月16日判決では、ザーがL. 330-3条が提供すべきとする当該地域の市場に関する情報の提供をジーに行わなかった。パリ控訴院は、ジーは本フランチャイズ契約によって店舗を設置した場所と同じ住所地で数年にわたりレンタカー業を行っていたことから、当該分野における事業経験および市場についての知識、とりわけ地域市場に関する知識を十分に有していたので、ザー

(50) F.-L. Simon, *supra* note 46, n° 164, p. 115.

(51) CA Paris, 14 nov. 1997, Juris-Data n° 024744.

の情報提供義務違反によって錯誤が生じて契約をしてしまったとはいえないとして、ジーの契約無効の主張を認めなかった。<sup>(52)</sup> バス＝テール控訴院2003年10月20日判決も同じく、ジーが8年間にわたって営業財産を用いて経営活動を行ってきた点を考慮して、ザーの情報提供義務違反はあったものの、ジーによる錯誤無効の主張を<sup>(53)</sup> 斥けた。

その一方で、次のように述べ、事業経験を有するジーの錯誤無効の主張を容認した破毀院判決もある。すなわち、破毀院商事部2013年12月10日判決では、破毀院は、資産管理のコンサルティング (conseil en gestion de patrimoine) 事業を行うフランチャイズ契約において、ジーが過去に自動車エンジニア (ingénieur automobile) としての事業経験を有していたことを理由にジーの錯誤無効の主張を斥けた原審を破毀して<sup>(54)</sup> いる。したがって、単にジーに事業経験があれば常に錯誤無効が否定されるわけではない。

また、ジーの錯誤が宥恕されるものであったか否かの判断において、ザーが情報を提供してから契約が締結されるまでの期間が考慮されることもあ<sup>(55)</sup> る。そうした具体例としてパリ控訴院2014年11月5日判決を挙げることができる。本件では、ジーが情報の提供を受けてから約9か月後に契約をした場合において、ジーは9か月の間にザーの事業コンセプトを理解することができたとして、ジーに合意の瑕疵は存在していなかった<sup>(56)</sup> とした。

以上で述べたように、ザーに L. 330-3 条が定める情報提供義務の違反

---

(52) CA Paris, 16 nov. 2006, Juris-Data n° 322715.

(53) CA Basse-Terre, 20 oct. 2003, Juris-Data n° 247239.

(54) Cass. com., 10 déc. 2013, pourvoi n° 12-23115.

(55) かかる点が考慮されるのは、L. 330-3 条4項において、ザーは契約締結の最低20日前までに同条が定める情報を記載した文書をジーに提供しなければならぬとされているためである。

(56) CA Paris, 5 nov. 2014, pourvoi n° 12/13457.

があったとしても、ジーの事業経験等を考慮し、錯誤が宥恕され得ない、すなわち、当該錯誤による無効は認められない場合もある。もっとも、判例によれば、収益に関する錯誤で問題になる売上予測に関する情報についてはL. 330-3条で提供すべき情報とはされておらず、ザーとは別個の独立した商人であるジーが自ら必要な情報を収集して作成すべきとされている<sup>(57)</sup>。

#### 第4節 人に関する錯誤

次いで、フランチャイズ契約は人的考慮 (*intuitus personae*) の強い契約であるので、人に関する錯誤が問題になることがある<sup>(58)</sup>。

たとえば、L. 330-3条の制定以前の事案ではあるが、アジャン控訴院1989年10月23日判決では、ザーが過去の事業経験ならびに評判について説明をせず、そのことによってジーがフランチャイズ契約を締結してしまった場合において、ジーは本質に関する錯誤に陥っていたとして本契約の無

---

(57) V. par ex., CA Paris, 4 déc. 2003, Juris-Data n° 233437. 本件では、ザーの情報提供義務を定めるL. 330-3条および1991年4月4日のデクレは「予想損益計算書 (*compte d'exploitation prévisionnel*)、より一般的には、フランチャイズによる店舗経営から期待され得る総売上高の結果予測を作成し、これをジー候補者に引き渡すことを、ザーに義務付けていない」と明確に述べている。V. aussi, R. Loir, *Les prévisionnels, le point de vue du jurist*, in N. Dissaux et R. Loir, *La protection du franchisé au début du XXI<sup>e</sup> siècle*, L'harmattan, 2009, p. 102 et s.. ただし、ザーが任意で売上予測に関する情報を提供した場合には、L. 330-3条がザーに対して誠実な情報 (*information sincère*) を提供すべきとしていることから、かかる予測は厳格なものでなければならないとするのが判例の立場である (V. par ex., Cass. com., 11 févr. 2003, Juris-Data n° 017835.)。

なお、ザーの売上予測に関する情報の提供に関する議論については、拙稿・前掲註(49)272頁以下も参照願いたい。

(58) F. -L. Simon, *supra* note 46, n° 164, p. 115.

効が認められた。<sup>(59)</sup>

エクス＝アン＝プロヴァンス控訴院1995年11月30日判決は、ザーの使用  
使用する標識 (enseigne) につき、ジーが店舗を設置し経営を行う地域にお  
いて著名性 (notoriété) が欠如していたことを理由に、人に関する錯誤に  
基づき契約の無効を主張したものであるが、本件ではそのような事実は認め  
られないとして錯誤無効の主張を認めなかった。<sup>(60)</sup>

フランチャイズ契約における収益に関する錯誤についての一考察  
フランチャイズ契約における人に関する錯誤では、名声 (honorabilité)、  
事業経験、免許 (diplôme) や債務の支払い能力 (solvabilité) といった要  
素が本質的性質となる。<sup>(61)</sup> もっとも、判例においては、こうした要素につい  
て錯誤があった場合に民法典1110条に基づき錯誤無効が主張されるより  
も、詐欺が援用される場合のほうが一般的といえる。<sup>(62)</sup> というのは、上記で  
挙げた事業経験等の要素は、ドゥバン法においてザーが提供すべき情報と  
して情報提供義務の中に含まれている要素であるところ、<sup>(63)</sup> 同法が定める情  
報の不提供は詐欺的沈黙を特徴付けるからである。<sup>(64)</sup> そうしたことから、事  
業経験等、ザー自身に関する情報の不提供があった場合には1110条より  
も1116条の詐欺を援用したほうが適当であるといえよう。

---

(59) CA Agen, 23 oct. 1989, Juris-Data n° 046163.

(60) CA Aix-en-Provence, 30 nov. 1995, Juris-Data n° 050808.

(61) Ph. le Tourneau et M. Zoïa, *supra* note 44, n° 106.

(62) V. par ex., CA Paris, 14 janv. 2015, Juris-Data n° 000340; CA Paris, 1<sup>er</sup>,  
avr. 2015, Juris-Data n° 007549; CA Paris, 3 déc. 1999, Juris-Data n° 117889.

(63) V. Ph. le Tourneau et M. Zoïa, *supra* note 44, n° 94. 具体的には、商法  
典 R. 330-3 条 1 項 1 号から 4 号で規定される情報 (とりわけ、4 号が規  
定するザーの事業経験に関する情報) が該当するといえよう。詳しくは、  
拙稿・前掲註(49)269頁以下を参照願いたい。

(64) F. -L. Simon, *supra* note 46, n° 165, p. 116.

## 第5節 小括

以上の検討から、人に関する錯誤にせよ契約の本質的性質に関する錯誤にせよ、前章で整理した一般的な錯誤論に基づいてジエの陥った錯誤が宥恕され得るものでない限り、錯誤無効は認められていないといえることができる。<sup>(65)</sup>これは、民法典の合意の瑕疵理論に従って処理されているということの意味する。とはいえ、L. 330-3 条が法定する情報についてはザエに情報提供義務が課せられることから、同条で法定された情報をジエは自ら収集する義務はない。これは、L. 330-3 条の情報提供義務による錯誤の宥恕性の拡大を意味するものと言える。<sup>(66)</sup>したがって、詐欺のみならず錯誤についても L. 330-3 条の情報提供義務が果たしている意義は決して小さくないと言えよう。

もっとも、ザエの情報提供義務違反がただちに錯誤無効をもたらすのではなく、ジエに事業経験があれば宥恕し得ない錯誤として契約の無効は認められない傾向にある。これは、ジエに事業経験がある場合には、そうしたジエには情報の不提供を補い得るに足る十分な能力が備わっていると評価することができるからである。<sup>(67)</sup>

しかし、売上予測に関する情報については L. 330-3 条で提供すべき情報として法定されていないため、かかる情報の不提供をもってジエの錯誤が顧慮されるものではない。誤った売上予測に関する情報が提供された場合には、もっぱら詐欺で処理するというのが従来の判例の姿勢である。そうした中、ザエの情報提供義務違反とは無関係に収益に関する錯誤を本質的性質に関する錯誤としたのが2011年判決である。かかる点に2011年判決の意義のうちの1つを見出すことができる。

---

(65) Ph. le Tourneau et M. Zoïa, *supra* note 44, n° 106.

(66) V. C. Grimaldi et al., *supra* note 45, n° 154, p. 125-126.

(67) V. F. -L. Simon, *supra* note 46, n° 162, p. 111.

そこで、以降において2011年判決の考察を進めていきたいが、その前提作業として、次章では、収益に関する錯誤についての先例とされる2005年判決および本判決をめぐる学説の議論を整理する。そして、その整理を通じて2011年判決の考察にあたり必要な視座を獲得したい。

## 第4章 2005年判決の検討

### 第1節 はじめに

本章では、2011年判決の検討に先立ち、収益に関する錯誤についての2005年判決（建築用地賃貸借（*bail à construction*）の事例。）の検討を行う。ここで建築用地賃貸借契約の事例である本判決を検討するのは、本判決は2011年判決と同じく収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤として無効原因になり得るかが問題となったものである<sup>(68)</sup>ので、2011年判決を論じる際に先例としてしばしば引き合いに出されるからである。第2章第3節で述べたように、収益に関する錯誤は基本的に本質的性質に関する錯誤として顧慮されない価値に関する錯誤に包含されるとして、動機に関する錯誤と同様に契約の無効が認められない錯誤として位置づけられてきた。事実、本章で取り上げる2005年判決では、収益に関する錯誤は本質的性質に関する錯誤にはならないと判示されている<sup>(69)</sup>。しかし、2011年判決は1110条に基づき収益に関する錯誤を本質的性質に関する錯誤であると判示した点で、先述した伝統的見解と相反するようにみえることから、

(68) V. par ex. F. Terré et al., *supra* note 14, n° 218-1, p. 244; J. Flour, et al., *supra* note 10, n° 203-1, p. 191. ゲスタンは、2011年判決の検討の中で、2005年判決を収益に関する錯誤についての原理的判決（*arrêt de principe*）であると述べている（J. Ghestin, *L'erreur substantielle du franchise sur la rentabilité de l'activité à entreprendre*, JCP G, n° 6, 2012, 135.）。

(69) Cass. 3<sup>e</sup> civ., 31 mars 2005, pourvoi n° 03-20096: Bull. Civ. 2005, III, n° 81.



従来の価値に関する錯誤との関連性において注目に値するものとされる。<sup>(70)</sup>

そこで、2011年判決の意義および本判決の錯誤論における位置づけを明らかにするために、以下において同じく収益に関する錯誤が問題になった2005年判決を取り上げ、次いで本判決に対する学説の見解を整理したい。

## 第2節 2005年判決の概要および検討

### 第1款 2005年判決の概要

#### 【事実】

本件では、賃貸人であるY（不動産配給会社：société civile d'attribution）と賃借人であるX（不動産民事会社：société civile immobilière）との間で、25年の期間で建築用地賃貸借契約が締結された。本契約に基づき、XはYから賃借した土地上に18戸の居住用建物を建設した。しかし、Xは本契約を締結することで得られると期待した利益を得られなかったことから、Yに対して収益に関する錯誤を理由に契約の無効を主張した。原審はXの錯誤無効の主張を否定した。Xが破毀申立て。

#### 【判旨】

一方で、不動産の建築がXの目的 (objet) であるところ、本契約はそうした目的に反するものではなく、そうした目的を満たすものであった。他方で、「事業における経済的収益性についての誤った評価は、当該事業の経済的価値および本契約によって負うことになる義務を評価すべきであるXの合意に瑕疵を生じさせ得る本質に関する錯誤を構成しない」と原審が判断したのは正当であった。

---

(70) Th. Genicon, *Erreur sur la rentabilité économique: erreur indifférente sur la valeur ou erreur substantielle?*, RDC 2012, p. 64.

## 第2款 学説の反応

フランチャイズ契約における収益に関する錯誤についての一考察

以上のように2005年判決は、賃借人が主張した収益に関する錯誤は本質的性質に関する錯誤を構成しないとして、契約の無効を認めなかった。ゲスタン (Ghestin) らによれば、本判決は価値に関する錯誤 (正確な前提事実に基づく誤った経済的評価) と本質に関する錯誤とを区別するこれまでの判例の立場に沿ったものであるという。そうした区分に従い、2005年判決では、賃借人が陥った錯誤は価値に関する錯誤に過ぎず、したがって契約の無効は認められないとされた<sup>(71)</sup>と述べる。そして、そうした価値に関する錯誤は1118条<sup>(72)</sup>が規定するレジオン (lésion) によって処理されるべきとする<sup>(73)</sup>。

2005年判決が示した価値に関する錯誤と本質的性質に関する錯誤との区分は、第2章で述べたように、従前より判例で採られてきたものである。もっとも、価値に関する錯誤が本質的性質に起因する場合は錯誤無効は認められる。それでは、どういった場合にそのように解することができるのであろうか。

### (1) 契約の目的から考察する見解

スリネ (Serinet) は、契約の目的に基づき2005年判決を分析している。すなわち、スリネは、前記の価値に関する錯誤と本質的性質に関する錯誤との区別を前提に、収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成す

---

(71) J. Ghestin et al., *supra* note 10, n° 1178, p. 954; JCP 2005, I, 194, p. 2309, obs. Y. M. Serinet.

(72) 民法典1118条

「レジオンは、一定の契約または一定の人に関する場合においてのみ、合意 (convention) を瑕疵あるものにする。」

(73) V. J. Ghestin et al., *supra* note 10, n° 1168 et s., p. 945 et s.; M. Fabre-Magnan, *supra* note 19, p. 335.

る場合とは、収益が両当事者の給付 (prestation) の内容とされていた場合であると述べる。しかし、2005年判決では、収益は賃借人にとってのみ契約の目的 (finalité) を構成していたに過ぎず、当事者双方の契約の目的とはなっていない<sup>(74)</sup>ため、錯誤無効が認められなかったのだとする。

スリネと同様の見解を示すものとしてブーロニユ＝ヤン＝タン (Boulogne-Yang-Tang) を挙げることができよう。彼女によれば、契約における経済的収益についての誤った評価は動機に関する錯誤に過ぎないので、契約の目的に含まれない。収益に関する錯誤が契約の無効原因になるには、収益が「契約の領域」に取り込まれる必要があると述べる<sup>(75)</sup>。

## (2) 契約締結前の情報提供義務が及ぶ契約か否かの観点から考察する見解

他方で、ストフェル＝マンク (Stoffel-Munck) は、契約締結前の情報提供義務が法定されている契約であったか否かという点に着目して分析を行う。すなわち、経済的予測に関する情報を提供すべき義務が法定されている契約であれば、収益に関する錯誤であっても無効が認められるという。

---

(74) JCP 2005, I, 194, p. 2309, obs. Y. M. Serinet. もっとも、スリネは、取引における最低限の収益を保証する旨の条項が存在する場合であれば、収益に関する錯誤は本質的性質に関する錯誤を構成すると述べる。

(75) D. 2006. p. 2084, note C. Boulogne-Yang-Ting.

動機に関する錯誤であっても、それが「契約の領域」に取り込まれれば本質的性質に関する錯誤になり得るとした近時の判例として、たとえば、破毀院第1民事部2012年4月11日判決 (Cass. 1<sup>re</sup> civ., 11 avr. 2012, pourvoi, n° 11-15429.) がある。本判決では、「契約における目的の枠外に存在する契約における動機に関する錯誤は、たとえその動機が当該看護師の契約締結の意思決定にとって決定的なものであったとしても、契約の無効原因ではない。ただし、契約上の条項において、その動機が契約の条件として明確にされている場合であれば、その限りではない」と判示された。

そして、そうした契約とは L. 330-3 条に基づき情報提供義務が課せられる流通契約 (contrats de distribution) であるとする。ただし、そうした情報提供義務が及ばない契約では、収益に関して錯誤があったとしても、それが詐欺によって惹起された場合でなければ契約の無効は認められないとし、そのような場合として2005年判決を挙げる。<sup>(76)</sup>

### 第3節 小括

以上のように、2005年判決では賃借人に生じた収益に関する錯誤は合意に影響を与えない錯誤であるとして、契約の無効原因にはならないとされた。本判決を分析した学説によれば、2005年判決では収益に関する錯誤は本質的性質に関する錯誤を構成しない錯誤とされている。もっとも、収益に関する錯誤であっても常に契約の無効が認められないわけではない。そのような場合として、収益の獲得が当事者双方の契約の目的となっていたとき、当該契約が契約締結前の情報提供義務が課せられている契約であるとき、また、収益に関する錯誤が同義務違反による詐欺によって惹起されたときのような場合には契約の無効が認められるという。しかし、2005年判決で問題になった建築用地賃貸借契約では、収益の獲得は契約の目的を構成するものではなく、また同契約については収益に関する情報の提供を求める法文も存在しないことから収益に関する錯誤が契約の無効原因とはされなかったのである。

2011年判決の特性を明らかにするにあたっては、上記の各点（とりわけ、収益の獲得が契約の目的を構成していたか否か）が手がかりとなってくる。次章では、2005年判決の整理から抽出された上記の視点から2011年判決を読み解いていく。

(76) Dr et patr. oct. 2005. p. 94, obs. Ph. Stoffel-Munck.

## 第5章 2011年判決および2012年判決の検討

## 第1節 はじめに—2011年判決および2012年判決の紹介

本章では、前章で取り上げた2005年判決に対する評釈において示された手がかりをもとに、2011年判決のフランス錯誤論における位置づけを明らかにする。ここで、前稿ですでに取り上げたが、今一度、2011年判決を簡単に紹介しておきたい。併せて、2011年判決の見解を踏襲する判決とされる<sup>(77)</sup>、2012年判決<sup>(78)</sup>についても、判決要旨を紹介しておく。

本章における叙述の順序は次のとおりである。まず2011年判決および2012年判決のあらましを紹介する（第1節）。そして、両判決の確認を踏まえて、2005年判決に対する学説の理解で示された手がかりをもとに両判決の考察を行う（第2節～第4節）。さらに、収益に関する錯誤のフランス錯誤論における位置づけに関して、近時の債務法改正における収益に関する錯誤の扱いを確認すると併せて、2011年判決以降の判例の動向も取り上げる（第5節）。最後に、以上の考察を中心に小括を行う（第6節）。

## 第1款 2011年判決

## 【事実】

本フランチャイズ契約締結時に、ザーがジーに対して売上予測に関する情報を提供した。そこには初年度の総売上高は1,759,078ユーロから5,538,719ユーロとされていた。ところが、ジーが実際に店舗を経営して達成した初年度の総売上高は251,000ユーロに届かなかった。そのため、

---

(77) D. Mainguy, *L'erreur sur la rentabilité et le contrat de franchise*, RLDC, 2012, n° 98, p. 74.

(78) Cass. com., 12 juin 2012, Juris-Data n° 012846.

ジーは早期に裁判上の清算 (liquidation judiciaire) に至ったところ、ジーが本契約をしてしまったのはザーが誤った総売上高予測に関する情報を提供したためであったとして、民法典1110条を援用し収益に関する錯誤による契約の無効を主張した。

原審は、①ザーは総売上高予測を作成する義務を負っていない、②ザーは結果債務を負っていない以上、ジーは経験豊富な事業者として提供された予測の価値および実現可能性を評価しなければならなかった、③ザーは予測の実現を保証はしていなかったのだから、予測と実際の総売上高との乖離のみをもって詐欺もしくは錯誤によってジーが契約をしてしまったとの証明にはならないとしてジーの錯誤無効の主張を斥けた。そこで、ジーが破毀申立てをした。

**【破毀申立事由（収益に関する錯誤にかかわる部分のみ抜粋し要約）】**

① 錯誤は、契約の目的物のまさにその本質にかかわる場合には契約の無効原因となる。そのことは、たとえもし、錯誤者の契約相手方の情報提供義務の違反によって惹起されたものでないとしても同様である。本件では、控訴院は、ザーが示した予測とジーが店舗を営むことで獲得した実際の収益とに乖離が生じていたということを認めている。控訴院は、ザーが作成した総売上高予測が与えた重大な錯誤は契約の無効を正当化しないということを述べるために、ザーは正確な予測を提供することもしくは総売上高を保証する義務を負っていなかったと述べるが、こうした控訴院の判断は民法典1110条に違背した。

② ジーは、ザーが作成した総売上高予測が原因で錯誤を生じていた。控訴院は、ザーが実際に達成した総売上高と対応する総売上高予測をジーに対して提供したとしても、ジーが本契約を締結していたかどうかと

いうことを検討せず本契約の無効の主張を斥けているので民法典1109条に違背した。

- ③ ジーは本フランチャイズ契約によって行う事業とは全く異なる事業の分野（スーパーセンターでの業務）に従事していたので、ジーは経験豊富な商人（*commerçant averti*）ではない。したがって、かかる分野で20年以上の間従事してきたことを理由に、ジーが収益予測の実現可能性につき評価できた旨明らかにすることを怠ったので、控訴院はL. 330-3条および1109条に違背した。

### 【判旨】

「民法典1110条に徴して（…），ジーの経営活動における利益がザーから提示された予測利益に比して著しく低く，早期に裁判上の清算手続に入ったということを描示した後，以上のようなジーの置かれた状況が，たとえザーの契約締結前の情報提供義務の違反がなくても，ジーの合意が企業活動における収益に関する本質的錯誤（*erreur substantielle sur la rentabilité de l'activité entreprise*）によって決定されたものであったということを示していなかったか否かを検討していない。」以上のように述べ，破毀院は原審を破毀した（下線部筆者）。なお，本判決には差戻し審判決が存在するので，これについては後述する（第5節第1款（6））。

### 第2款 2012年判決要旨<sup>(79)</sup>

「ザーから提供された総売上高予測（*chiffres prévisionnels*）は，店舗経

---

(79) 本章では2011年判決の考察を中心に行うため，2012年判決については判決要旨の紹介に留める。2012年判決の事実の概要については，拙稿・前掲註(6)451頁を参照願いたい。

営においていかなるフォートも犯していないジーによって達成された総売上高と比較すると著しい乖離が存在することに鑑みると非常に楽観的なものであるということ認め、また、この総売上高予測は、収益見込み (espérance de gain) がジーの契約締結の意思決定にとって決定的であるがために、本契約のまさにその本質に影響を及ぼすものであると指摘する控訴院は (…), ザーから提供された総売上高予測がジーの契約締結の意思決定にとって決定的な性質をもたらすものであったとし、本契約の無効を宣言することを正当化する合意の瑕疵 (vice du consentement) を特徴付けた。このように述べ、本契約の無効を宣言した原審の判断を正当とし、ザーからの破毀申立てを斥けた。(下線部筆者)

## 第2節 収益の獲得が契約の本質的性質を構成する理由

以上が2011年判決および2012年判決のあらましである。両判決では2005年判決と同じく収益に関する錯誤が問題になっている。もっとも、2012年判決は単に「合意の瑕疵」としか述べていないので、2011年判決よりも明確に収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成し得ると判示してはいない。<sup>(80)</sup>ともあれ、両判決は2005年判決が収益に関する錯誤無効を否定したのとは対照的な判断を示している。それでは、なぜ、2005年判決では本質的性質に関する錯誤とはされなかった収益に関する錯誤が、2011年判決および2012年判決では本質的性質に関する錯誤になり得る旨示されたのか。2005年判決との間にはいかなる差異が存在するのか。

そうした点は、2005年判決との関係で2011年・2012年判決をどのよう

---

(80) 2012年判決で単に「合意の瑕疵」という表現が用いられているのは、合意の瑕疵という表現を用いた原審の判決の文言をそのまま破毀院が受け入れているからであるとの指摘がある (N. Dissaux, *La rentabilité au cœur du contrat de franchise*, D. 2012, p. 2082.)



に捉えるのか、そして、その上で2011年・2012年判決を錯誤論の中でどのように位置づけていくべきかという議論と関連すると思われる。この考察をするにあたり有益な視点が、2005年判決についての学説の整理から抽出した視点である。すなわち、収益の獲得が当事者双方にとって契約の目的となっているか、その契約が契約締結前の情報提供義務が課せられている契約であるか、という諸点である。2005年判決では、以上の各点に合致しないケースであったということで収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成しないと解されているので、これら各点から2011年判決を考察することで両判決の差異を明らかにできると考えるためである。また、併せて、後述の第5節第2款(2)で述べるように、合意に影響を与えない錯誤であっても詐欺によって惹起された場合には常に宥恕され得ると解されているので、収益に関する錯誤が詐欺によって惹起された場合はどうかという点からも考察をくわえる。

そこで、ここでは、なぜ2011年判決および2012年判決では収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤とされたのかにつき、上記各視点から考察していきたい。

#### 第1款 収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成する理由

本款では、なぜ2011年判決および2012年判決では収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成するとされたのかについて考察する。この考察にあたり、学説として、契約の適格性という観点から仔細な検討をくわえる説（以下さしあたり「契約適格性説」と呼ぶ。）および、協働契約（*contrat-coopération*）という観点から分析する見解（以下さしあたり「協働契約説」と呼ぶ。）が興味深い議論を展開しているので取り上げたい。

## (1) 契約適格性説と協働契約説

### ① 契約適格性説

契約適格性説に立つゲスタンは、収益は取引における結果であって、当事者一方が企図した契約の目的 (*finalité*) にしか過ぎないので、収益は契約における給付の目的と関係するものではないとする。このように、収益に関して錯誤があったとしても、それ自体では価値に関する錯誤に過ぎないので、本質的性質に関する錯誤にはならないのが原則とする。<sup>(81)</sup>

しかし、契約当事者双方で合意した、契約で企図した目的 (*finalité*) を実現するために用いる目的物の適格性 (*aptitude de l'objet*) に関して錯誤が存在する場合<sup>(82)</sup>には、その錯誤は本質的性質に関する錯誤を構成する。つまり、契約における目的物について、双方で合意し企図した目的を達成する適格性を有していないとされる場合には錯誤無効が認められるのである<sup>(83)</sup>。それでは、フランチャイズ契約で当事者が企図した目的は何かということになるが、ゲスタンはザーのノウハウや商標等を利用して商業上の成功の再生産を行うことであるという。したがって、ザーのノウハウ等が適格性を有していない場合には錯誤無効が認められることになる。もっとも、その適格性の欠如は、契約締結 (*accord des volontés*) の時点にすでに存在していたと言えなければならない。そうでなければ、収益が上がらなくとも、単にフランチャイズ契約にともなう不確実性ゆえのこととなる。<sup>(84)</sup>

それでは、目的物の適格性は具体的にどのような要素に従って判断されるのか。これについてはジェニコンによると、競合他社と比較して有利な

(81) J. Ghestin, *supra* note 68, 135.

(82) ゲスタンによれば、目的物の適格性に関して錯誤が存在する場合は、その給付が当事者の意図した目的 (*fin*) を実現するのに適切なものではなかったという場合である (J. Ghestin, *supra* note 34, n° 50, p. 49 et s..).

(83) J. Ghestin, *supra* note 68, 135.

(84) *Ibid.*

地理的設置場所 (emplacement géographique avantageux), ザーのこれまでの評判, 事業におけるこれまでで最高の総売上高ならびに平均的な (constant) 総売上高, 商標もしくはノウハウの魅力, 発展見込みといった要素によって判断されるという。<sup>(85)</sup>

ここで2011年判決をみてみると, 本判決ではジーが早期に裁判上の清算に至っているが, これがフランチャイズ契約の目的物 (ザーが給付するノウハウや商標等) の不適格性 (inaptitude) を表すものであるという。そして, ザーが示した売上予測とジーが実際に達成した総売上高との乖離は, そのフランチャイズ契約が合意した目的を達成するのに適格性を有していなかったことの徴憑 (indice) となり得るとする。<sup>(86)</sup> デイソー (Dissaux) も2011年判決を読解するポイントとして, ゲスタンと同様の指摘をする。すなわち, 先述したフランチャイズ契約の特性を鑑みると, 2011年判決の判決理由 (ratio decidendi) の中核をなすのは, 「早期に裁判上の清算に至った」という部分であるという。<sup>(87)</sup>

それでは, なぜ以上で述べた点が判決理由の中核をなすのかというと, 早期の破産 (ruine) という事実は, フランチャイズ契約の本質である収益性の欠如を示すものに他ならないからである。<sup>(88)</sup> そして, その収益性の欠如を示す有益な指標として, ザーが提供した売上予測に関する情報を挙げる。すなわち, ザーの提示した予測とジーが実際に達成した総売上高との乖離が著しいほど, フランチャイズ契約の収益性の欠如を裏付ける (つまり, 事業の継続的な経済的成功を獲得できていない。) ことになるので, ザー

---

(85) Th. Genicon, *supra* note 70, p. 71.

(86) J. Ghestin, *supra* note 68, 135.

(87) N. Dissaux, *L'annulation d'un contrat de franchise pour erreur sur la rentabilité de l'activité entreprise*, D. 2011, p. 3054.

(88) *Ibid.*

が作成した予測は収益に関する錯誤を理由に契約を無効にするか否かの微憑となるのである。<sup>(89)</sup>

## ② 協働契約説

協働契約 (contrat-coopération) という枠組みから収益に関する錯誤を捉えるものがある。ここで協働契約について端的に定義しておく、契約当事者Aが、契約相手方Bに対して、双方の利益 (intérêt partage) においてBが利用することになる手段を給付し、反対に、BはAに対してこれを利用したことに対する報酬の支払いなどの反対給付を行う契約である。<sup>(90)</sup> この協働契約は、Aの給付を利用してBが利益を上げ、それによってAもまた利益を上げることが目的とする契約とされる。<sup>(91)</sup> スザンヌ・ルケット (Suzanne Lequette) はこの協働契約の1つとしてフランチャイズ契約を挙げる。すなわち、フランチャイズ契約は、ザーがジーに対してノウハウを伝達し、ジーがそのノウハウを使用し収益を上げ、そこからザーに対して報酬を支払うという関係として捉えられる。<sup>(92)</sup>

(89) *Ibid.*, p. 3054-3055.

(90) F. Terré et al., *supra* note 14, n° 78, p. 104. この協働契約の特色は、売買をはじめとした交換型契約 (contrat-échange) の特色と組合契約 (contrat de société) のような組織型契約 (contrat-organisation) の特色の双方を併有しているところにある。すなわち、交換型契約では双方の経済的利害は対立的 (opposé) であるのに対して、組織型契約では同一的 (identique) であるが、協働契約では利害が一致する部分もあるがそうでない部分もある (couvergents mais différents) (*Ibid.*, n° 78, p. 104-105)。協働契約に関しては、小林和子「裁判官と契約の消滅 2013年10月23日債務法改正草案に関する一考察 ムスタファ・メキ (パリ第13大学教授, IRDA 所長)」筑波ロー・ジャーナル18号55頁 (2015年) も併せて参照。

(91) S. Lequette, *Le contrat-coopération Contribution à la théorie générale du contrat*, Economica, 2012, n° 183 et s., p. 131 et s..

(92) F. Terré et al., *supra* note 14, n° 218-1, p. 245.

したがって、こうしたフランチャイズ契約においては、ザーの給付を利用することによるジーの店舗経営における収益は、ザーとジー双方が追求する共通の目的 (*finalité commune*) を構成する。よって、彼女によれば、フランチャイズ契約では、本来であれば動機に過ぎない収益は契約の目的の枠外 (*extérieur à l'objet du contrat*) に存するのではなく、コースの領域 (*champ de la cause*) に組み込まれるのだという。したがって、収益に関する錯誤はコースに関する錯誤の問題として扱われることになる。<sup>(93)</sup>

そして、彼女は、2011年判決のような事例は収益を上げることが可能な市場が存在していなかった場合であるとして（したがって、その意味において、本判決には“射倂は錯誤の主張を許さず (*l'aléa chasse l'erreur*)”という議論は当てはまらない。)、そのような場合は、契約は収益の獲得という目的の達成について明らかに不適格であつたのだから、合意の瑕疵の問題として扱うのではなく、誤ったコース (*fausse cause*) の問題として捉えるべきケースであると述べる。<sup>(94)</sup>

## 第2款 フランチャイズ契約の“目的”

本質的性質に関する錯誤として認められるには、錯誤者が探究していた質について契約相手方もそれを認識していたことが必要となる（共通錯誤の要請）。フランチャイズ契約では収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成するので契約の無効原因となるのであるが、そうすると、収益の獲得が「契約の領域」に取り込まれているということになる。それでは、なぜフランチャイズ契約では収益の獲得が「契約の領域」に取り込まれていると解することができるのであろうか。この点を明らかにするためには、フランチャイズ契約とはとりわけジーにとって何を目的として締結

(93) S. Lequette, *supra* note 91, n° 376, p. 292.

(94) *Ibid.*, n° 376, p. 292-293.

される契約なのかという点に着目する必要がある。以下においては、フランチャイズ契約における“目的”とはどのように解されているのかを検討することで、収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤にあたとされる理由を示す。

#### (1) 収益の獲得の手段としてのフランチャイズ契約

フランチャイズ契約とは何を目的とする契約であるか。この問いに対する応答としてゲスタンらが引用する論者であるトゥルノー (Tourneau) の見解はこうである。すなわち、ザーのノウハウの伝達や商標の使用許諾によってザーが体現してきた事業上の成功をジーもまた再生産することを可能にする契約である。<sup>(95)</sup>そして、2011年判決を承けてマンギユイ (Mainguy) は、本判決以降はそのノウハウの定義に“収益性のある”という修飾語が付加されたと述べている。<sup>(96)</sup>

したがって、フランチャイズ契約とは収益の獲得を目指して結ばれるものであり、それはすなわち「金銭を生み出す (produire de l'argent)」ことを目的とする契約なのである。<sup>(97)</sup>フランチャイズは金銭を生み出す契約だからこそ、ジーはザーから提示された売上予測に関する情報を重視して契約をし、そこから生じる数多くの拘束に服すると同時に多額の金銭の支払いを受け入れるのである。<sup>(98)</sup>

このように、フランチャイズ契約では収益の獲得が目的とされるので、収益の獲得は契約の本質的性質を構成するのである。<sup>(99)</sup>もっとも、商売であ

(95) Ph. le Tourneau, *Les contrats de franchisage*, Litec, 2<sup>e</sup> éd., 2007, n° 44. V. aussi, C. Grimaldi et al., *supra* note 45, n° 44; D. et N. Ferrier, *Droit de la distribution*, Lexis Nexis, 7<sup>e</sup> édition, 2014, n° 718, p. 397.

(96) D. Mainguy, *supra* note 77, n° 98, p. 75.

(97) Th. Genicon, *supra* note 70, p. 67.

(98) V. S. Amrani-Mekki et M. Mekki: D. 2013, pan. p. 395.

る以上収益の獲得には不確実性が伴うので、フランチャイズ契約はあくまでも収益獲得の“可能性” (perspectives de rentabilité) を与える契約なのであって、収益の獲得を保証する契約ではないという点は留意すべきである<sup>(100)</sup>。これはつまり、収益の獲得可能性が目的とされるとはいえ、後述の不確実性の要素が完全に排除されるわけではないということである。

## (2) 2005年判決との違い

以上の議論を踏まえて、2005年判決では収益に関する錯誤は契約の無効原因とはならないとされたのに対して、2011年・2012年判決ではかかる錯誤は契約の無効原因たり得る錯誤とされたが、前者と後二者で判断が分かれた理由は何か考えてみたい。かかる理由につき述べるジェニコン (Genicon) は、収益がその物の使用の直接的目的 (finalité directe) を構成する場合、つまり、収益が契約における給付の内容 (objet de la prestation contractuelle) を構成する場合と、その物の性質からしてそうとは言えない場合とで分けて考える。そして、後者の場合には収益に関して錯誤が存在したとしても、それを理由に契約の無効は認められないとする。というのは、その物の性質からして収益が給付の内容を構成しているとは言えない場合、錯誤者 (errans) は給付から収益を獲得することを考慮に入れていたとしても、彼の相手方はそれを考慮に入れていないからである。したがって、この場合の錯誤者の錯誤は単なる動機に関する錯誤に過ぎず、合意に影響を与える錯誤ではない。このような場合こそが2005年判決である<sup>(101)</sup>。

---

(99) N. Dissaux, *L'obligation d'information mise à la charge du franchiseur*, RDC juill. 2012, p. 1081.

(100) N. Dissaux, *supra* note 87, p. 3054; Th. Genicon, *supra* note 70, p. 72.

(101) Th. Genicon, *supra* note 70, p. 67-68.

以上に対して、フランチャイズ契約は収益の獲得を目的とした“金銭を生み出す契約”であるため、収益が「契約の領域」に取り込まれることになり、ゆえに動機であるはずの収益が契約の本質的性質を構成すると述べる。これが、2005年判決と2011年判決とで判断を別った理由である。<sup>(102)</sup> こうしたジェニコンの見解は、スリネが2005年判決の評釈で述べていた、収益の獲得が「契約の領域」に入っていないから収益に関する錯誤が無効原因とはならないとの理解と同様のものといえよう。

### (3) 不確実性 (aléa) の問題

前記のように、フランチャイズ契約の目的は収益の獲得可能性を与えることであるとしても、ここで次のような問題が出てくる。すなわち、経営活動における収益の獲得には不確実性 (aléa) がつきものであるがゆえに、「射倂は錯誤の主張を許さず (aléa chasse l'erreur)」と言われる。<sup>(103)</sup> よって、不確実性が伴う収益の獲得を目的とするフランチャイズ契約における収益に関する錯誤を考えるにあたって、この不確実性の要素に対していかなる応接をすべきかが問題となる。そこで、以下では、収益に関する錯誤による無効を妨げる要素である不確実性の要素とフランチャイズ契約との関係について検討したい。

まずもって前提とすべきは、ザーの売上予測に関する情報は「予測」であるがゆえに、一切の誤謬なくジエの将来の収益を言い当てることはできない。したがって、予測の非実現のみをもってザーの責任を追及することはできないということである。<sup>(104)</sup> ジエが予測に対応した収益を上げることが

---

(102) *Ibid.*, p. 68.

(103) M. Fabre-Magnan, *Droit des obligations 1-Contrat et engagement unilatéral*, PUF, 4<sup>e</sup> édition, 2016, n° 343, p. 371; V. aussi, N. Dissaux, *supra* note 87, p. 3054.



できるか否かは時の経済状況など不確実な要素に支配されるからである。しかし、ディソーによれば、ジーは経営活動における不確実性を少しでも軽減するためにザーと契約するのだから、不確実性は契約の無効の妨げにはならないという<sup>(105)</sup>。これは、不確実性を理由に収益に関する錯誤による無効の主張が常に否定されるとなると、魅力的な予測を示してジーを勧誘したザーに責任を免れる口実を与えることになるので、そうした口実を認めるべきではないとの考えに基づいているようである<sup>(106)</sup>。

マンガユイも同様に、不確実性を理由にフランチャイズ契約の錯誤無効の主張を否定すべきではないとする。すなわち、フランチャイズ契約とは利益をもたらすザーの経験を再現することでジーの店舗経営の成功への期待をもたらす契約であるから、収益性が欠如していたということは、ザーの収益性のあるノウハウ等の給付が実効性を有していなかったということ<sup>(107)</sup>を意味する。つまり、フランチャイズ契約とは、ジーが不適切な店舗運営があった場合を除き、ザーのノウハウ等を指示通りに用いていればザーの成功をジーにおいても再生産可能な契約と考えられている。そうした意味において、不確実性と一口に言っても、フランチャイズ契約における不確実性は投機的取引 (*joueur en bourse*) におけるそれとは必然的に異なるのである<sup>(108)</sup>。

マンガユイは以上のようなフランチャイズ契約と不確実性との関係性についての理解を示し、2011年判決および2012年判決で示された理解は店舗経営に伴う不確実性はザーが引き受ける (*supporté*) リスクであるとい

---

(104) R. Loir, *supra* note 57, p. 112.

(105) N. Dissaux, *supra* note 80, p. 2081.

(106) *Ibid.*

(107) D. Mainguy, *supra* note 77, n° 98, p. 77.

(108) *Ibid.*

う帰結を導くのであるとする<sup>(109)</sup>。とはいえ、不確実性が伴うゆえに、収益の獲得が契約の目的を構成するとはいっても、収益の不獲得のみをもって錯誤無効を主張することはできない<sup>(110)</sup>。

### 第3款 錯誤無効における消極的考慮要素

ここまでの2011年判決および2012年判決の検討の結果、フランチャイズ契約においては収益の獲得が「契約の領域」に取り込まれることで、収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤になり、錯誤無効が認められるということが分かった。そして、その場合には、ザーの予測と実際にジーが達成した収益との乖離の存在ならびに早期に裁判上の清算に至ったという点が考慮されている。これら要素（とりわけ前者の要素）は、収益獲得というフランチャイズ契約における目的を達成するためのザーが与えるノウハウなどの目的物の不適格性（inaptitude）を評価するための重要な指標となる要素である<sup>(111)</sup>。そうした意味では、上記各要素は「その事実がなければ無効は認められない」という意味で、収益に関する錯誤無効を認める際に積極的に作用する要素と位置付けることができる。

しかし、同時に、「その事実があると無効は認められない」という意味で、消極的な判断要素として位置付けられるものもある。これはつまり、ジーに生じた錯誤を宥恕できない（inexcusable）ものとする要素のことである。それがここで取り上げる、ジーの事業経験およびジーの店舗経営におけるフォートの存在である。2011年判決および2012年判決では、以上の諸要素をもとに、ジーの錯誤の宥恕性を判断しているので、これら要素を検討していく。

---

(109) *Ibid.*

(110) Th. Genicon, *supra* note 70, p. 72.

(111) J. Ghestin et al., *supra* note 10, n° 1180, p. 958.

### (1) ジーの事業経験

ディソー (Dissaux) は、2011年・2012年判決の考察の中で、収益に関する錯誤が契約の無効原因になるか否かにおいては、ジーの事業経験の有無が考慮されていることを指摘する。概要を摘示すると以下のとおりである。

ジーは独立した商人 (*commerçant independant*) とされているが、ジーの中には事業経験豊富な者もいれば、元賃金労働者 (*anciens salaries*) など事業経験のない者もいる。前者のようなジーであれば、収益に関する錯誤が生じていたとしても、かかる錯誤は宥恕され得ないとして契約の無効は認められないだろうが、事業経験のないジーであればその錯誤は容易に宥恕され得ることになるとする。<sup>(112)</sup>

### (2) 店舗経営におけるフォートの存在

ジーに店舗経営におけるフォートが存在する場合にもジーの錯誤は宥恕され得ないとして、契約の無効は認められない。この要素は2012年判決において示されたものである。前記のように店舗経営には不確実性が自ずと伴う以上、予測通りの収益をジーが上げられないことがあるが、その原因がジーの店舗経営の怠慢 (*négligence*) に起因するものであってはならない。<sup>(113)</sup>

店舗経営におけるジーのフォートが存在しないにもかかわらず予測と著しく乖離した収益しか上げられなかったということは、ジーが提供した売上予測に関する情報が完全に経済的実態から乖離したものであることを意

---

(112) N. Dissaux, *supra* note 87, p. 3055. V. aussi, N. Dissaux, *Pauvre «loi Doubin»...*, JCP E., n° 16-17, avr. 2016, 1235, n° 15.

(113) J. Ghestin et al., *supra* note 10, n° 1180, p. 958. V. aussi, R. Loir, *L'information du franchise sur le future*, D. 2012. p. 1428.

味するものであろう。<sup>(114)</sup>

フランチャイズ契約における収益に関する錯誤についての一考察

### 第3節 ザーの情報提供義務違反との関係

2011年判決では、「たとえザーの契約締結前の情報提供義務の違反がなくても」収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤となる旨判示されている。これは要するに、ザーがL. 330-3条の定める情報提供義務を果たしたとしても、錯誤により契約が無効にされ得ることを示すものである。<sup>(115)</sup> この点も2011年判決の注目すべき特徴とされている。というのは、従来、収益に関する錯誤は価値に関する錯誤と看做されてきたため、その錯誤が詐欺によって惹起されたような場合を除き、収益に関する錯誤は契約の無効原因にならないと解されてきたからである。<sup>(116)</sup> つまり、判例上、ザーが虚偽的な売上予測に関する情報を提供し、その結果ジーが錯誤に陥った場合には、もっぱら詐欺によって処理されてきたのである。<sup>(117)</sup> しかし、そうした従来の判例の傾向とは異なり、2011年判決はザーの情報提供義務違反がなくても収益に関する錯誤のみによって契約の無効原因たり得るとしている。すなわち、かかる錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成するとされているので、従来の理解と異なるように見えるのである。

以上の点についてマンガユイは、ジェニコンと同じくフランチャイズ契約を「金銭を生み出す契約」と捉える。ゆえに、フランチャイズ契約では収益の獲得が契約の目的を構成し、収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤になると述べる。<sup>(118)</sup> そうしたことから、2011年判決ではザー

(114) N. Dissaux, *supra* note 80, p. 2081.

(115) D. Mainguy, *supra* note 77, n° 98, p. 76.

(116) J. Flour, et al., *supra* note 10, n° 203-1, p. 191.

(117) N. Dissaux, *supra* note 87, p. 3053. V. aussi, R. Loir, *supra* note 57, p. 113.

ザーが売上予測に関する情報を提供した場合に詐欺による無効で処理される点については、拙稿・前掲註(6)425頁以下も併せて参照願いたい。

の情報提供義務違反が存在するかという問題と収益に関する錯誤の問題とは切り離されているものと見ることができる。<sup>(119)</sup>

よって、2011年判決の登場により、これまで通りザーが虚偽的な売上予測に関する情報を提供した場合には民法典1116条の詐欺に基づく契約の無効が認められるのと同時に、同義務違反がない場合であっても1110条の錯誤に基づく無効も認められる場合があるということになったのである。<sup>(120)</sup>つまり、収益に関する錯誤はもはやザーの情報提要義務違反と関連づけて論じられる問題ではなく、民法典の合意の瑕疵理論の中で論じられるべき問題なのである。<sup>(121)</sup>

#### 第4節 2011年判決の射程

ここまでの検討から、フランチャイズ契約では収益の獲得が「契約の領域」に入るので、ザーの情報提供義務違反の有無とは関係なく本質的性質に関する錯誤による無効が認められ得るということが明らかになった。収益に関する錯誤のフランス錯誤論の位置づけを明らかにするための次なる作業は、2011年判決（および2012年判決）の射程の検討である。2011年判決の射程に関しては、これをフランチャイズ契約に限定的に捉えるものと、同契約以外の流通契約にも及び得るものとする見解が存在する。<sup>(122)</sup>

---

(118) D. Mainguy, *supra* note 77, n° 98, p. 76.

(119) V. R. Loir, *supra* note 113, p. 1428. V. aussi, Th. Genicon, *supra* note 70, p. 75.

(120) N. Dissaux, *supra* note 87, p. 3053.

(121) M. Oudin, La rentabilité, une notion juridique en construction, in *Hommage en l'honneur de Grégoire Forest*, Dalloz 2014, p. 180.

(122) B. Petit, *CONTRATS ET OBLIGATIONS. -Erreur*, JCI, Fasc. 3-3, 2014, n° 64.

## 第1款 射程を限定的に捉える見解

フランチャイズ契約における収益に関する錯誤についての一考察

2011年判決の射程を限定的に捉える見解は次のように述べる。メキは、フランチャイズ契約は収益の獲得が契約の本質的性質を構成する特殊な契約であるとする。そして、そうした特性を有するフランチャイズ契約であるがゆえに、2011年判決および2012年判決はジエの店舗経営におけるフォートの不存在ならびに売上予測と実際の数値との著しい乖離という要素を通じて契約無効の肯否を判断しているところ、こうした詳細な判断要素は両判決の射程を制限するほうに作用する。それゆえに、両判決の射程をフランチャイズ契約以外のほかの契約にまで及ぼすことはできないと述べる。<sup>(123)</sup> また、2011年判決がブルタン・シヴィル未搭載 (non publié) という点も考慮し、やはり収益に関する錯誤の原則はブルタン・シヴィルに搭載された2005年判決で示された理解であると考えべきだとする。<sup>(124)</sup>

したがって、デイソーが述べるように、2011年判決で破毀院が価値に関する錯誤は合意に影響を与えない錯誤であるという“ドグマ (dogme)”を捨て去ったとみることはできず、本判決で示された理解はまさに「フランチャイズ契約に固有の結論」というわけである。<sup>(125)</sup>

## 第2款 フランチャイズ契約以外の流通契約にも及び得るとする見解

以上のような見解に対し、2011年判決の射程はフランチャイズ契約に

---

(123) S. Amrani Mekki et M. Mekki, *supra* note 98. p. 395.

(124) S. Amrani Mekki et M. Mekki : D. 2012, pan. p. 462-463. リエラ (Riéra) もまた、2011年判決を支持しつつも、本判決がブルタン・シヴィルに搭載されていないことから、本判決を先例的価値を有する原理的判決 (arrêt de principe) とみことは危険であると述べる (A. Riéra, *Erreur sur la rentabilité de l'établissement franchise: la sanction inattendue des prévisionnels exagérément optimistes*, RLDA janv. 2012, n° 67, p. 38.)。

(125) N. Dissaux, *supra* note 87, p. 3054; N. Dissaux, *supra* note 99, p. 1081.

も及び得るとする見解は次のとおりである。ジェニコンは、契約のエコノミー (économie du contrat) に応じて、経済的収益性 (利益を生み出すということ) が契約における目的物もしくは給付の使用の直接的目的 (finalité directé) を構成すると言えるような契約においては、収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成するとする。<sup>(126)</sup> そうした理解に従うと、2011年判決の射程は、営業財産の売買契約や協働契約 (contrat-coopération. ジェニコンによれば、同契約は債権者が利益を生み出すことを可能にすることを唯一の目的とする契約であるという。) といった、フランチャイズ契約以外の「金銭を生み出す」ための契約に及び得るとする。<sup>(127)</sup>

2011年判決の射程が他の流通契約一般に及ぶものか否かにつき明確な回答は留保しているものの、本判決の射程がフランチャイズ契約以外にも及び得る可能性を示唆するものがある。ウーデン (Oudin) の見解である。彼は、2011年判決の射程がフランチャイズ契約以外にも及び得るか否かを考えるにあたり、その契約が継続的な商取引関係 (relation commerciale durable) かという指標を挙げる。長期的な取引関係を結ぶ場合においては、当事者は常に利益を生み出せること (あるいは損失を回避すること) を期待するはずであるところ、そうした特徴を有するのはフランチャイズ契約に限らず、流通契約一般について言えることであるとする。したがって、あらゆる流通契約において収益は契約の本質を構成するものであると述べ、2011年判決がフランチャイズ契約以外にも射程が及び得る可能性を指摘する。<sup>(128)</sup> しかしながら、思うに、後述の「小括」で述べる理由から、2011年判決の射程がフランチャイズ契約にも及び得ると解するのは難しいのではないかと思われる。

---

(126) Th. Genicon, *supra* note 70, p. 73.

(127) *Ibid.*, p. 66-67.

(128) M. Oudin, *supra* note 121, p. 180.

## 第5節 近時の動向—改正債務法との関係および2011年判決以降の判例

### 第1款 以降の判例の動向

本款では、2011年判決および2012年判決以降の判例において、両判決で示された理解が受け継がれているのかにつき確認をしておく。その上で、両判決以降の判例について若干の分析をくわえたい。

#### (1) パリ控訴院2013年12月4日判決<sup>(129)</sup> (①判決)

本件は、レストランバーの経営に関するフランチャイズ契約の事案である。本件では、ジーが実際に店舗を経営したものの、総売上高予測を下回る総売上高しか上げられず、かかる予測における数値を一度も上回ったことはなかった。また、こうした結果はジーの店舗経営とは無関係の理由によるものと主張し、ジーが収益に関する錯誤を理由に本契約の無効を主張した。

パリ控訴院の判断はこうである。すなわち、ザーの提供した売上予測に関する情報に誤りがあったと認めることはできず、また、売上予測で示された数値を上げることができなかったということだけをもって収益に関する錯誤があったということはできない。収益は、景気 (conjoncture économique) やジーの店舗経営などの要素に左右されるものである。また、ザーのチェーンに加盟する他のジーは、当該ジーが店舗経営をしていた同時期において収益の上がる店舗経営をできていた。以上のことから、ジーの収益に関する錯誤を理由とする契約の無効の主張を認めることはできないとした。

---

(129) CA Paris, 4 déc. 2013, Juris-Data n° 028306.



## (2) モンペリエ控訴院2014年10月21日判決（2件）

錯誤無効肯定例<sup>(130)</sup>（②判決）。本件は、ピザのレストランに関するフランチャイズ契約の事案である。ザーから契約締結時に売上予測に関する情報を提供があった。しかし、店舗周辺の競合店の存在などが影響して、当該事業開始から1年の間に実際にジーが達成できた数値は予測の43～48%程度のものであった。契約を締結してから2年程度で、ジーは裁判上の清算に至った。そこで、ジーが本フランチャイズ契約の無効を主張した。対して、ザーは、ジーの事業が失敗したのは、賃金が経営を圧迫したといったようなジーの店舗経営におけるフォートが原因だと主張した。

控訴院は、ジーの店舗経営におけるフォートは存在しないとした。そして、ザーはジーに対して過度に楽観的かつ非現実的な予測（*prévisionnel exagérément optimiste et irréaliste*）を提供したことで、当該事業を行うに際して生じるリスクの計算および収益見込み（*espérance de gain*）という決定的な要素についてザーはジーに錯誤を生じさせた。したがって、ジーの合意は企業活動における収益に関する本質的錯誤によって決定づけられたものであった。そうしたことから、本フランチャイズ契約は民法典1110条に基づき無効となると判示した。

錯誤無効否定例<sup>(131)</sup>（③判決）。①の錯誤無効肯定例におけるのと同じザーと契約したジーの事例である。本件において、ジーは契約をしてから4年程度で裁判上の清算に至った。そこで、ジーは、ザーが提供した売上予測に関する情報が著しく誤っており過大な予測であったとして、本フランチャイズ契約の無効を主張した。

控訴院は、ザーの予測が著しく誤っており過大なものであったというジー

---

(130) CA Montpellier, 21 oct. 2014, Juris-Data n° 033753.

(131) CA Montpellier, 21 oct. 2014, Juris-Data n° 033702.

の主張に対し、予測と実際にジーが達成した数値との乖離は初年度において7.5%に過ぎなかったこと、また、2年目からの総売上高の低下は競業避止義務に反した別店舗の開店によるものであって、かかる事態というのは売上予測に関する情報を作成した当時には何ら予測できたものではなかった。以上の理由から、ジーはザーの売上予測に関する情報によって収益に関する錯誤を生じて契約をしてしまったとはいえないとして、ジーからの契約無効の主張を斥けた。

(3) 破毀院商事部2013年10月1日判決<sup>(132)</sup> (④判決)

本件はスポーツ用品販売に関するフランチャイズ契約の事案である。本フランチャイズ契約に際して、ザーから売上予測に関する情報が提供されたものの、ジーは資金繰りが悪化し、当該事業を開始してから数年後に裁判上の清算に至った。そこで、ジーは、収益に関する錯誤を理由に本契約の無効を主張した。これに対してザーは、予測と実際の数値が乖離したのは店舗の大部分を浸水させた洪水に原因があること、ザーは売上予測の作成に対して結果債務を負担していないこと、また、店舗経営には経済的な不確実性が伴うことなどを主張して、ジーは錯誤によって契約をしていないと主張した。

破毀院は、ジーは確かにザーが示した予測に合致する総売上高を達成できなかったものの、予測と実際の総売上高との乖離は21%にとどまることを指摘した。また上記のザーの主張を容れ、ザーの売上予測に関する情報は誠実なものであったとした。以上のことから、ジーは自身の合意が企業活動の収益に関する本質的錯誤によって決定されたということを証明できていないとして、ジーの錯誤無効の主張を認めなかった。

(132) Cass. com., 1<sup>er</sup> oct. 2013, Juris-Data n° 021425.

(4) 破毀院商事部2013年12月10日判決<sup>(133)</sup> (⑤判決)

本件は資産管理のコンサルティング事業 (activité de conseil en gestion de patrimoine) に関するフランチャイズ契約をめぐる事案である。本件でもザーからジーに売上予測に関する情報が提供されていた。ジーがザーに対して本契約の無効を主張した。これに対して、ザーは、ジーはこれまでアーnst・アンド・ヤング (Ernst Young) で財務リスク管理におけるシニア・コンサルタントとして働いていたという経験を有するのだから、錯誤に陥って契約をしていたことはいえないなどと主張した。なお、本件では、ジーは裁判上の清算には至っていないようである。

本件について破毀院は、ザーの売上予測に関する情報は非現実的なものであったけれども、ジーは上記のような前職にあったのだから、ザーの売上予測に関する情報が実現可能なものであったか否かを完全に評価することができる能力を有していた。ゆえに、ジーは収益に関する錯誤を生じていなかったとした。

(5) 破毀院商事部2014年10月21日判決<sup>(134)</sup> (⑥判決)

本件はエステサロンに関するフランチャイズ契約の事案である。本フランチャイズ契約締結時に、ザーからジーへ売上予測に関する情報が提供された。契約をしてから2年ほど経過した後、ジーが本フランチャイズ契約の終了を告げ、ザーの看板から自らの店舗名を冠した看板に掛け替え引き続き同種の店舗経営を継続したため、ザーから本契約の解除ならびに損害賠償を請求された。それに対する反訴として、ザーの予測は非現実的なものであったとしてジーが本契約の無効を主張した。なお、ジーは裁判上の清算に至っている。

---

(133) Cass. com., 10 déc. 2013, Juris-Data n° 028587.

(134) Cass. com., 21 oct. 2014, pourvoi n° 13-11186.

破毀院は次のように判示し、ジーの主張を斥けた原審の判断を正当とした。すなわち、予想総売上高は達成されていたし、さらにかかる予測数値を上回る総売上高を他のジーが達成していた。また、ジーも収支のバランスのとれた経営をできていた。以上から、ザーの売上予測に関する情報は非現実的なものではなく、ジーは収益に関する錯誤によって契約をしていたとはいえないとした。

(6) 破毀院商事部2015年3月17日判決<sup>(135)</sup> (⑦判決)

本判決は、2011年判決の差戻し審であるパリ控訴院2013年9月12日判決<sup>(136)</sup>に対する破毀申立てについて下されたものである。パリ控訴院判決では、ザーはジーの店舗経営についてフォートがあった旨証明できておらず、また、ザーが提供した売上予測は杜撰であり非難されるべき楽観性を有していたとして、ザーの情報提供義務違反を認定して契約の無効を宣言したが、これに対してザーが破毀申立てを行ったのが本判決である。

破毀院は次のように述べた。すなわち、厳格性が欠如し誤った売上予測に関する情報をザーから提供されたことで、ジーは実現することのできなかった予測における収益を獲得できるものと見込んで契約締結を決定してしまった。また、ジーに店舗経営におけるフォートは認められなかったと判示し、差戻し審のパリ控訴院判決の上記判断を正当なものとして支持した。

(7) 若干の分析

以上のように、2011年判決および2012年判決以降も収益に関する錯誤に関して判示した判例が散見される。上で取り上げた判例では、前記の両

(135) Cass. com., 17 mars 2015, pourvoi n° 13-24853.

(136) CA Paris, 12 sept. 2013, Juris-Data n° 019547.

判決の考察で明らかとなったところの、次に掲げる諸要素を総合的に斟酌して錯誤無効の肯否を判断しているようである。すなわち、予測と実際の収益との乖離の程度、裁判上の清算に至ったか否か、ジーの事業経験、およびジーの店舗経営に関してフォートは存在しなかったか、という各要素である。

このような各要素を総合的に斟酌して契約無効の肯否が判断されるどころ、2011年判決が示した“早期の”裁判上の清算とはどの程度の期間のことを言うのかについては、②判決において2年間の場合で錯誤無効が認められている。したがって、2年間程度の店舗経営であれば、“早期の”裁判上の清算ということになりそうである。また、予測で示された収益を達成することができないからといって、ただちに収益に関する錯誤による契約の無効が認められるわけではない（①判決）。そして、2件のモンペリエ控訴院判決（②③判決）にみられるように、必ずしも裁判上の清算に至れば収益に関する錯誤無効が認められるわけではなく、予測と実際の収益との乖離の程度が著しいことが求められているといえる。それでは、どの程度の予測と実際の収益との乖離が存在すればよいのかということになるが、両者の乖離が10%未満から20%程度の場合には、著しい乖離とはいえないとされている（③判決：7.5%，④判決：21%）。②判決で示されたように、予測の40%程度しか収益を達成できなかったという著しい乖離の存在が求められるし、当然のことながら、ザーの予測を達成できてい

---

(137) V. M. Malaurie-Vignal, *Nullité du contrat de franchise pour erreur sur la rentabilité*, Contrats, conc. consom, n° 4. avr. 2015, comm. 88.

(138) J.-P. GOUACHE, *Chronique de jurisprudence de droit de la franchise*, Contrats, conc. consom, n° 11. nov. 2015, étude 15. 一般的に、予測と実際の収益との乖離が40%～50%程度の場合には、ザーの提供した予測は誠実なものではないとされる傾向にあるといえる（F.-L. Simon, *supra* note 46, n° 185, p. 129.）。

れば、収益に関する錯誤による無効の主張は認められない（⑥判決）。

次いでジーの事業経験に関してはどうか。かかる要素に関しては、⑤判決において、ジーに事業経験があるならば、ザーの予測が実現可能であったか否かジーは判断できたとされている。これはすなわち、ジーに事業経験があれば、ザーの予測が実現不可能な数値を記載したものであると判断する能力を有していたものとみることができるといことであろう。裏返して言えば、事業経験のないジーのほうが、彼に生じた錯誤が宥恕されやすい傾向にあるということ<sup>(139)</sup>を意味している。

また、単に予測と実際の収益との乖離が存在するだけでなく、その原因がザーの厳格性の欠如した予測調査に起因するものといえなければならぬ。すなわち、乖離の原因がザーの責任とはいえないような場合には錯誤無効は認められない（③判決：競業避止義務に反した競業店の出現、④判決：店舗を襲った洪水によって収益が上がらなかったような場合）。

そして、ザーの厳格性の欠如した予測が原因でジーが契約をしてしまったとして、ザーの情報提供義務違反ありとして契約の無効を認めたものとして⑦判決があるが、これは2011年判決の差戻し審判決に対する破毀院判決である。確かに、本判決では契約の無効という結論自体は維持されている。しかし、その理由付けとしてザーの提供した売上予測に関する情報の厳格性が欠如していたことを理由とする情報提供義務違反に基づく無効としている。このように、⑦判決は2011年判決とアプローチが異なるとい<sup>(140)</sup>う点において注目される。

(139) N. Dissaux, *supra* note 112, n° 15.

(140) V. D. Mainguy: JCP E. n° 6-07, 9 févr. 2017, 1079.

## 第2款 新債務法との関係

## (1) 2011年判決と新債務法1135条

2011年判決によって、一定の場合には収益に関する錯誤に基づき契約の無効が認められる場合があるという破毀院の立場が示された。しかし、ここで1つ懸念が生じる。債務法改正に関する2016年2月10日のオールドナンス2016-131号を経て改正された新債務法1136条において、「価値に関する錯誤とは、契約者が給付について誤った経済的評価 (*appréciation économique inexacte*) を行ったに過ぎないというものであり、その給付の不可欠な質にかかわるものでなければ無効原因ではない。」と規定している。そこで、収益に関する錯誤に基づき契約の無効を認めた2011年判決は、価値に関する錯誤は契約の無効原因とはならないと規定されたことによって否定されるのか否かという点が問題になってくる。

前記の問題について結論から述べると、学説においては新債務法1136条の下でも2011年判決で示された理解は維持されると考えられているようである。たとえば、ディソーとジャマン (Jamin) の債務法改正案に関する逐条形式の解説書は、収益に関する錯誤と価値に関する錯誤との関連性を指摘しつつも、フランチャイズ契約においては価値に関する錯誤は契約の無効原因にならないとする原則は当て嵌まらないとする。すなわち、フランチャイズ契約では、2012年判決が述べたように、収益は契約の本質 (*essence*) を構成するものであるから、収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成する。したがって、新債務法によって2011年判決で示された理解が揺らぐことはないという。<sup>(141)</sup>

シャントゥピイ (Chantepie) とラティナ (Latina) の解説書においても、

---

(141) N. Dissaux et Ch. Jamin, *Projet de réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations Rendu public le 25 février 2015*, Dalloz, 2015, p. 36-37.

前記のディソーとジャマンの解説書と同様に、新債務法1136条の下でも2011年判決の理解は維持されると述べるが、その理由につきやや詳細な検討をくわえている。すなわち、フランチャイズ契約においては収益見込みがジークの契約締結にあたり決定的なものであることから、収益に関する錯誤は単なる価値に関する錯誤ではなく本質的性質に関する錯誤となるが、その理由を次のように述べる。フランチャイズ契約では、ジークがノウハウの利用によって金銭的利益を獲得することを求めていることをザーは知っている。そこから、ノウハウから得られる収益はジークにとって契約の本質的性質のうちの一つであとすることができ、それゆえに破毀院は価値に関する錯誤は契約の無効原因にならないという原則に収まらない例外を示したのである。<sup>(142)</sup>

## (2) 価値に関する錯誤が詐欺により惹起された場合における扱い

新債務法以前においても、価値に関する錯誤が詐欺によって惹起された場合には、契約の無効原因になる旨、判例および学説において承認されてきた。<sup>(143)</sup> そうした判例および学説の理解を受けて、新債務法1139条において、「詐欺から生じた錯誤は常に宥恕され得る；かかる錯誤は、それがたとえ給付の価値もしくは契約の単なる動機にかかわる場合であったとして

---

(142) G. Chantepie et M. Latina, *La réforme du droit des obligations Commentaire théorique et pratique dans l'ordre du Code civil*, Dalloz, 2016, n° 320, p. 261-262. なお、彼らによれば、フランチャイズ契約以外（とりわけ協働契約 (contrat-coopération)）においても収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤となるとされることは考えにくいという。

(143) J. Flour, et al., *supra* note 10, n° 203-1, p. 191. 詐欺によって惹起された錯誤は常に宥恕され得るという準則は、破毀院第3民事部2001年2月21日判決 (Cass. civ. 3<sup>e</sup>, 21, févr. 2001, pourvoi n° 98-20817, Bull. civ. I, n° 20.) によって示された。本判決に関しては、山城・前掲注(26)120頁以下において詳しく検討されている。



も無効原因となる。」と規定された。<sup>(144)</sup>こうした理解に従えば、ザーの詐欺によってジーが収益に関する錯誤に陥った場合には、その錯誤は常に宥恕され得るものとなり、契約の無効原因となろう。<sup>(145)</sup>

## 第6節 小括

ここまで2011年判決を中心に、フランチャイズ契約における収益に関する錯誤をめぐる問題を検討してきた。本節では以上の検討を踏まえ小括を試みたい。

前節まででみてきたように、破毀院は収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成し得る旨認めた。それでは、2005年判決と比較して、なぜ収益に関する錯誤に基づく契約の無効が認められたのか。契約適格性説によれば、フランチャイズ契約の目的はザーのノウハウ等（目的物）の使用によってジーが事業の成功を手にすることができるようになることである。そうすると、収益の獲得は当事者双方の契約の目的となり、収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成する。そして、早期に裁判上の清算に至ったということは、ザーの給付が契約における適格性を有していなかったということを示すので、ジーは収益に関する錯誤を理由に契約の無効を主張することができると考えられるものである。協働契約説は、フランチャイズ契約の有する特性（ザーの給付を利用してジーが収益を上げ、そして反対給付として報酬を支払う）に着目して、そこにザーとジーの協働関係を見出し、こうした関係を協働契約と呼び考察するものである。協働契約においては、店舗経営による収益はザーとジー双方が追求する共通の目的を構成するので、ジーの収益に関する錯誤は契約の無効原因となるというものであった。このような協働契約では、ザーとジー双方の給付は

(144) Th. Douville, *supra* note 43, p. 91.

(145) V. par ex., CA Versailles, 29 oct. 1992, D. 1995, p. 75, obs., D. Ferrier.

収益の獲得という共通の目的を達成するための手段ということになり、この目的はコースの中に組み込まれることになる。したがって、ジーの収益に関する錯誤はコースに関して生じた錯誤ということになるというものであろう。

このようにいくつかの学説が存在するが、収益に関して錯誤が存在する場合には本質的性質に関する錯誤を構成し得る点においては学説においてひろく承認されているといえる。本質的性質に関する錯誤となるには、収益の獲得が「契約の領域」に取り込まれることが必要になるが、フランチャイズ契約はザーのノウハウ等を用いてジーが収益を獲得するという“金銭を生み出す契約”という特性を有するため、動機であるはずの収益の獲得が「契約の領域」に取り込まれ、本質的性質に関する錯誤を構成し得るのである。ゆえに、2011年判決および2012年判決では収益に関する錯誤が無効原因とされたのである。

こうしたフランチャイズ契約の特性ゆえに収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤になるとされた点を考慮すると、破毀院の示した解釈に対しては、少なくとも、これが従来の錯誤論の抜本的な変容（＝価値に関する錯誤は合意に影響を与えない錯誤であるとの理解の変更）を示すものとまでは解されていないと考えるべきではないだろうか。そうしたことは、次に述べる点も鑑みれば、さらに説得的といえるであろう。すなわち、2011年判決のフランス錯誤論における位置づけを考えるに際しては、本判決の差戻し審判決に対する破毀院2015年3月17日判決（⑦判決）では、収益に関する錯誤という構成は採られておらず、ザーの予測の厳格性の欠如を理由に情報提供義務違反ありとして無効としている点を注視すべきではないだろうか。というのは、そのような理由で無効にするとすると、破毀院は2011年判決で採られていた収益に関する錯誤による無効という構成を採らなかったことを意味するからである。そして、そうした点を捉え

366(1158) 法と政治 69巻2号Ⅱ (2018年8月)

て、上記判決は2011年判決で示された収益に関する錯誤による無効という構成を承継していないと指摘するものがある。<sup>(146)</sup>判例の今後の展開を待つべきなのは当然としても、以上から、2011年判決および2012年判決における理解はフランス錯誤論における従来の理解に対する変更を迫るものではなく、あくまでもフランチャイズ契約という特性ゆえに妥当する極めて例外的な理解だということになるのではないだろうか。

以上のように、2011年判決のフランス錯誤論における位置づけを踏まえて本判決の射程を鑑みれば、ジェニコンの言うように、本判決の射程が他の流通契約一般にも及び得ると解するのは難しいのではないか。確かに、2011年判決以降の判決においても、収益に関する錯誤は契約の無効原因たり得るとされてはいるものの、あくまでも2011年判決は、その対象をフランチャイズ契約に限定した、いわば事例判決として捉えるのが穏当な解釈ではないかと思われる。したがって、判例の原則的な見解は、依然として2005年判決で示された理解、すなわち、収益に関する錯誤は価値に関する錯誤であるので合意に影響を与えない錯誤であるとの立場であるといえる。もっとも、ルケットが提示した協働契約とは、Aの給付をBが利用して収益を上げ、これをAに給付するというものであるが、こうした構図はフランチャイズ契約以外にも当てはまる<sup>(147)</sup>。よって、協働契約という視点から収益に関する錯誤を検討することで、2011年判決の射程をフランチャイズ契約にも広げ得る可能性を秘めているものと思われ、ルケットの議論は非常に興味深いものである。また、学説によれば、新債務法の

---

(146) V. D. Mainguy, *supra* note 140, 1079. V. aussi, S. Regnault, *L'étude prévisionnelle fantaisiste fournie par le franchiseur vicie le consentement du franchiseur*, AJCA, 2015, p. 286.

(147) ルケットは協働契約の典型として、フランチャイズ契約以外にも出版契約 (contrat d'édition) を挙げている。

下においても2011年判決の見解は維持されると解されていること、および⑦判決において2011年判決と異なるアプローチが採用されているように見えることも併せて考えると、今後フランチャイズ契約以外の契約においても同様の判断が示されるのか、引き続き判例の動向を注視していく必要があろう。

以上総合するに、2011年判決および本判決と同様の判断を示した2012年判決は伝統的なフランス錯誤論の理解に対し根本的な変更を迫るものとはまでは言うことができず、極めて例外的なものとして位置づけられている。また、本判決の射程はあくまでも収益の獲得可能性が契約における目的を構成するフランチャイズ契約にとどまるというものと評価できる。とはいえ、たとえその射程はフランチャイズ契約にとどまるものだとしても、収益の獲得可能性には不確実性が伴うことを鑑みると、それにもかかわらずこれを契約の本質であるとして「契約の領域」に取り込み錯誤無効が認められ得るとした意義は、フランス錯誤論上、決して小さくはないと思われる。

## 第6章 おわりに—日本法検討に向けた若干の考察

本章では、ここまでの検討の結びにかえて、日本法への視座の獲得を念頭に、フランチャイズ契約の“目的”とは何かという点（フランチャイズ契約の特性）を中心に考察する。若干ではあるものの、かかる点に関する考察をくわえておくことで、以降の日本法の検討のための橋頭保を築いておきたいと考えたためである。

そこで、まず、フランス法における合意の瑕疵（錯誤）による無効が日本法に示唆的であることを示すために、以下において簡単に日本法の現状を述べておきたい。

## 第1節 日本法の現状とそれに対する疑問

わが国ではザーが誤った売上予測に関する情報を提供した場合には、保護義務ないしは不法行為に基づきジーが被った損害を賠償させるというかたちで解決される。ジーが被った損害は相当因果関係の範囲で賠償されることになるが、加盟金やロイヤルティなどは一般にザーが賠償すべき損害に含まれるとされる<sup>(148)</sup>。もっとも、ジーの損害賠償請求が認められても、多くの裁判例においてジーの事業経験等を考慮して大幅な過失相殺がなされる<sup>(149)</sup>。とはいえ、オール・オア・ナッシングの解決になる契約の無効（取消し）による処理よりも、損害賠償請求を認めつつジーの落ち度を過失相殺で斟酌して解決するという柔軟な手法は否定されるべきではない<sup>(150)</sup>。しかし、ザーの損賠賠償責任を認めたとしても、過失相殺によって実質的にはジーはごく僅少な賠償しか受けられない点を軽視すべきではないだろう。そのように考えると、保護義務違反等に基づく損賠賠償構成はジーが被った損害の回復手段としてはいささか不十分ではないか。

---

(148) 淵邊善彦ほか『シチュエーション別 フランチャイズ契約のトラブル防止・対応策』（Lexis Nexis, 2016年）10頁。もっとも、これらを損害の中に含めることを否定する裁判例もある。その一例として、名古屋地判平13・5・18判時1774号108頁〔サークルK加賀黒瀬店事件〕を挙げることができる。

(149) たとえば、千葉地判平19・8・30判タ1283号141頁〔オクトバス事件〕ではジーの属性を考慮して70%の過失相殺がなされている。ほかにも、大津地判平21・2・5判時2071号76頁〔シャトレゼ事件〕においては50%の過失相殺がなされている。近時の裁判例においても、ザーの情報提供義務違反を認めつつも、ジーの事業経験等を考慮して35%の過失相殺を行ったものがある（横浜地判平27・1・13判時2267号71頁）。

(150) 裁判所としては、保護義務違反等に基づく損害賠償を認めて、過失相殺で割合的解決をするほうが、オール・オア・ナッシングの解決になる合意の瑕疵による無効よりも使いやすいという側面を指摘するものとして、木村義和「批判」法律時報72巻2号88頁がある。

そこで、現在のわが国において行われている保護義務ないしは不法行為に基づく損害賠償という方法と並び、フランス法を参考に、ザーが誤った売上予測に関する情報を提供した場合に錯誤に基づく契約の無効（取消し）による処理を提唱するものである。錯誤による契約の無効という構成を採ることで、先述したような大幅な過失相殺による減額処理を回避できる。また、無効により契約は遡及的に消滅するため、理論上はジーに課せられている契約終了後の競業避止義務を消滅させることも可能となる<sup>(151)</sup>。実際、フランスでは合意の瑕疵を理由にフランチャイズ契約が無効になった場合には、ザーからジーへ加盟料やロイヤルティといった既払いの金銭が返還されることで原状回復（restitution）が図られている<sup>(152)</sup>。さらに、2011年判決の理解に従えば、ザーの情報提供義務違反がなくてもフランチャイズ契約の有する特性ゆえに錯誤無効が認められ得るので、より一層ジーの保護に資する処理が可能になるといえる。

以下では、フランス法においてなぜ収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤となるとされたのかという点に着目し、日本法における錯誤の活用可能性を考えてみたい。

## 第2節 契約の“目的”

フランス錯誤論では、価値に関する錯誤は本質的性質に関する錯誤ではないので契約の無効原因とはならないとされてきた。こうした立場を示したのが2005年判決である。すなわち、2005年判決では収益の獲得は契約

---

(151) V. D. Ferrier, *Franchise de service: première decision*, Cah dr. entr. 1987-4, p. 12. 契約が遡及的に消滅することから、競業避止条項（clause de non-concurrence）をはじめとした契約終了後にジーに課される義務もまた消滅する旨述べる。

(152) F.-L. Simon, *supra* note 46, n° 221, p. 158.

の一方当事者にとっての目的に過ぎず、「契約の領域」に取り込まれていなかったがゆえに、獲得できる収益に関して錯誤が存在しても、かかる錯誤は価値に関する錯誤であって本質的性質に関する錯誤とはならないとされた。こうした伝統的な理解に対して、2011年判決および2012年判決では、収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤を構成し得ると判示したことから、学説上大きな議論を巻き起こしたものと見える。そうした両判決において、なぜ収益に関する錯誤が無効原因とされたのかを考えるにあたって重要な点が、収益獲得の可能性を提供する契約としてのフランチャイズ契約という特性である。すなわち、フランチャイズ契約は、ザーの提供するノウハウや商標等を利用することでジーに収益の獲得可能性を付与するという特性を有する。つまり、フランチャイズ契約は“金銭を生み出す契約”という特性を有するので、収益の獲得が両当事者の契約の目的となり、これが「契約の領域」に取り込まれるのである。したがって、フランチャイズ契約では収益に関する錯誤が本質的性質に関する錯誤となり、契約の無効原因になり得るのである。

かくして、以上のフランス法で採られた方法をわが国の議論にも参照するとすれば、日本法においても、まず、フランチャイズ契約の有する特性を考察・解明するのが不可欠の作業となろう。もう少し具体的に言えば、フランチャイズ契約を他の類似する契約と区別し得る、同契約に特有の目的（≒本質）とは何かを考察する必要があるのではないかということである。そうした観点から考察を行うことによって、契約締結における動機である収益の獲得可能性を意思表示（契約）の内容に取り込むことが可能になり、収益が上がらず店舗を閉めることになったジーに錯誤無効による救済という手段を与えることができるのではないかと考えている。

ここで、わが国の判例の状況に目を転じてみると、ザーの提示した売上予測に関する情報を信頼し契約を締結しても、売上予測は意思表示の内容



とはならず、意思表示を導くための動機に過ぎないとされている。<sup>(153)</sup>しかし、思うに、フランスにおける議論をもとに、フランチャイズ契約の目的とは収益の獲得可能性をジーに与えることにありと解することで、収益の獲得可能性をフランチャイズ契約の内容に取り込み、収益を上げられなかった場合に錯誤無効を認めると考えることはできないだろうか。もっとも、このように考えるにあたっては、収益の獲得可能性は契約の単なる動機ではないと言えなければならず、その検討は慎重を要するものであるところ、わが国の判例は、収益の獲得可能性はこれを保証したような場合を除いて、<sup>(154)</sup>先述したようにジー側の私的な動機に過ぎないと述べている。

そこで、この私見を彫琢するには、いかなる法的な顧慮によって契約における動機は契約の内容とされるのか（動機の契約内容化）に関するわが国の研究が参考になるのではないかと考えている。<sup>(155)</sup>

(153) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『フランチャイズ事件処理の手引』（民事法研究会，2012年）101-102頁。

(154) たとえば、千葉地判平13・7・5判時1778号98頁〔ローソン千葉事件〕では、ザーがジーに対して「数値に関しては保証しておらず、数値が変動することは原告（ジー：引用者）も理解していたものといえることができるから、意思表示の要素に錯誤があったということではできない」として、ジークからの錯誤無効の主張を斥けている。

(155) 本文中で述べた私見に対して極めて有益な示唆を与え得る先行研究として、たとえば、森田宏樹『『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論（1）』NBL 482号22頁以下，同「民法95条（動機の錯誤を中心として）」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅱ 個別的観察（1）総則編・物権編』141頁以下（1998年），鹿野菜穂子「保証人の錯誤—動機錯誤における契約類型の意味—」小林一俊博士古稀記念論集編集委員会編『財産法諸問題の考察』（酒井書店，2004年）135頁，同「動機の錯誤の法的顧慮における内容化要件と考慮要素」森征一・池田眞朗編『内池慶一郎先生追悼論文集 私権の創設とその展開』（慶應義塾大学出版会，2013年）227頁。また、湯川益英『契約規範と契約の動機』（成文堂，2011年）においては、契約における動機の保護という視点から、フランチャイズ契約において収益の見込



### 第3節 錯誤無効の考慮要素

フランチャイズ契約においては収益の獲得可能性が契約の本質と考えることができたとしても、収益の欠如が認められればただちに錯誤無効が認められるわけではない。2011年判決では、錯誤無効が認められるための考慮要素として、予測と実際にジーが獲得した収益との乖離の程度、早期に裁判上の清算に至ったことという点が示された（積極的判断要素：それがあると錯誤無効が認められる）。さらに、2012年判決において、ジーの店舗経営にフォートが存在しないことという点が付加された。また、ジーの事業経験の有無も判断要素として斟酌されるとする（消極的要素：それがあると錯誤無効は否定される）。そして、これら要素のうち、予測と実際の数値との乖離は、ザーの給付（ノウハウ等）の適格性の不存在の有力な徴憑となるが、とりわけ早期の裁判上の清算という事実は、そのことを如実に示すものであるといえる（一般的に収益があるのであれば潰れることはないため）。

もっとも、上記の判断要素のうち、予測と実際の数値との乖離については、これが判断要素とされるということは、ザーから売上予測に関する情報を提供されなかった場合には収益に関する錯誤は認められないのかという疑問が生じるかも知れない。こうした疑問には次のように応接できるだろう。すなわち、フランチャイズ契約では収益の獲得可能性を付与する契約というのがその本質であるので、収益が獲得できないということであれば、ザーが予測を提供したか否かに関係なく収益に関する錯誤を理由に契約の無効が認められる。つまり、ザーの売上予測に関する情報はザーの給

---

みという動機を契約内容に取り込むことができるかにつき詳細な考察がなされている。また、改正民法における表示責任と錯誤との関係については、藤田寿夫『表示責任と債権法改正—表示責任論研究序説一』（成文堂、2018年）が詳しい。

付の適格性の有無を判断する考慮要素に過ぎず、予測が提供されない場合であっても錯誤無効が認められ得るといふことである<sup>(156)</sup>。しかし、そうなる  
と、ザーは売上予測に関する情報を提供していなくても、ジーからの錯誤  
無効のリスクを抱え込むことになる。これは、ともすると、ジーの事業の  
失敗をザーが一方的に負担することまでも首肯することになりかねない<sup>(157)</sup>。  
こうした帰結は、取引安全の保護を思考することが、ともすると事業者の  
一方的保護につながりかねない消費者契約の場面においては一定程度受容  
できるかもしれない<sup>(158)</sup>。しかし、あくまでもフランチャイズ契約は自己責任  
の原則が妥当する（ジーには種々の属性があるものの）事業者間で締結さ  
れる契約であるというのがわが国の裁判所の理解である<sup>(159)</sup>。したがって、

(156) V. N. Dissaux, *supra* note 80, p. 2083.

(157) V. D. Mainguy: JCP éd. E, n° 15 2013, p. 1200.

(158) 伊藤進「錯誤論」椿寿夫・伊藤進『山本進一教授還暦記念 法律行為論の現代的課題』（第一法規，1988年）55頁。

(159) たとえば、東京高判平11・10・28判時1704号65頁〔マーティナイジング事件控訴審判決〕では、ジーは「単なる末端消費者とは異なり、自己の経営責任の下に事業による利潤の追求を企図する」存在であると述べ、ジーの事業者性を指摘する。また、ジーは独立した事業者であるからこそ、自己に利益・損失が帰属し、それゆえに売上の向上や損失の最小化に関する決定権・判断権が認められるものであると指摘することもできる（遠藤・前掲註(2)81頁）。

しかしながら、事業経験が豊富な者もいれば、反面で脱サラをして始めた者のように、これまで事業経験を有していない者がいたり、ジーには様々な属性を有する者が存在する。そこで、事業経験のないジーについては、事業開始時点までは消費者の要素がある「消費者的事業者・事業者的消費者」として扱うことで、フランチャイズ契約に消費者契約法を類推適用して、一般法の錯誤無効による処理とは別に（またはこれと並行して）ジーの保護を図ることも考えられる（河上正二『民法総則講義』（日本評論社，2007年）394-395頁）。学説においては、このようにジーを消費者類似の存在としてみるものは少なくないといえる。たとえば、半田吉信「フランチャイザーの情報提供義務」法学論集（千葉大学）第20巻第2号9頁

2011年判決で示された帰結が、そうした事業者間の契約とされるフランチャイズ契約においてどこまで妥当性を有するのかについても今後検討の余地があるといえる。

#### 第4節 ザーの情報提供義務違反と収益に関する錯誤

前記のように、フランス法においては、フランチャイズ契約では収益の獲得可能性が「契約の領域」に取り込まれることにより契約の本質を構成することになるので、ザーの情報提供義務違反の有無とは関係なく錯誤無効が認められることになる（ザーが提供した誤った予測数値は、あくまでも錯誤無効を認めるか否かの判断要素のところでは用いられるに過ぎない）。しかし、そうすると、ザーとしては、売上予測に関する情報はL.330-3条に基づき提供すべき情報とはされていない以上、敢えて売上予測を提供することでジーから錯誤無効を主張されるというリスクを自ら作り出すよりは、提供しないほうが得ということになる（売上予測に関する情報を提供してしまえば、ザーは自ら錯誤無効の判断要素を与えてしまうことになるため）。そのように考えると、2011年判決の登場によって、ジーからすれば、収益に関する錯誤による無効という救済手段を与えられた一方で、契約をするための決定打となる売上予測に関する情報の提供を受けられなくなるという、いわば痛し痒しの状態に置かれることにもなると考えられはしないだろうか。このような状況は、わが国においても、ザーは売上予測に関する情報の提供を義務付けられていないので同様に考えられることである。<sup>(160)</sup> こうした懸念を考えると、ザーが売上予測に関する情報を提供し

---

(2005年)、近藤充代「市場・消費者・法」法の科学28号25頁以下（1999年）において、近藤教授は、ジーはフランチャイズ・システム・サービスという商品を購入する消費者であるとする。

(160) わが国の法令上（中小小売商業振興法および同法施行規則）は、ザー

ない場合であっても、ジーに収益に関する錯誤の基づく契約無効による救済手段を付与することは、収益の上がらない店舗経営からの解放を意味するものであり、ジーの保護にとって有益なものであると考えられる。

そうしたザーが売上予測に関する情報を提供しない可能性があるという<sup>(161)</sup>状況において、ジーの保護の観点から考えられる最善の方策として、ディソーの提言が興味深い。すなわち、彼によれば、事業経験のない素人のジー

---

には売上予測に関する情報を提供する義務はないと解されている。また、公正取引委員会作成の「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について」（フランチャイズ・ガイドライン）においても、売上予測に関する情報の提供はあくまでも任意として義務付けていない。なお、このフランチャイズ・ガイドラインについては、向井康二・玉木史『フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について』の改訂について」公取620号44頁を参照。さらに、判例においても、ザーには売上予測に関する情報を提供する義務はないとするものもある（たとえば、福岡高判平13・4・10判時1773号52頁〔神戸サンド屋事件控訴審判決〕）。判例における売上予測に関する情報の提供をめぐるのは、金井高志『フランチャイズ契約裁判例の理論分析』（判例タイムズ社、2005年）34頁以下において詳細な分析がなされている。また、近時では、田辺治「フランチャイズ契約と説明義務」根田正樹編著『説明義務の理論と実際』（新日本法規、2017年）327頁以下で詳細な整理がなされている。

(161) 経済産業省・前掲註(1)19頁以下によると、約15%のザーは売上予測に関する情報を提供しないという。そして、予測を提供しないザーのうち約11%は、予測を提供することでジーとの紛争を生じさせる危険性を生み、メリットがないということを理由に挙げる。また、金井高志弁護士は「コンビニの本部をはじめとして、売上・収益予測に関する情報を提供しない本部も少なくない」とされる（金井高志「フランチャイズの紛争例と業界団体の取組」自由と正義65巻3号51頁）。

フランスにおいても、上記のようなリスクを回避するために、売上予測に関する情報を提供するザーは減ってきているとの指摘がある（M. Kahn, *Franchise et Partenariat*, DUNOD, 2014, 6<sup>e</sup> édition, p. 39.）。また、実際に、売上予測の作成はジーの義務としてザーが提供しなかった事例もみられる（Cass. com., 5 janv. 2016, pourvoi n° 14-15710, n° 14-15702, n° 14-15. 705）。

に対して、ザーが予測の作成を支援してやることがジールの保護につながるのだという<sup>(162)</sup>。すなわち、ジールが売上予測を作成するにあたり、ザーがそれを支援してやることで、ジールが過度に楽観的な予測を信頼して契約をしてしまわないように確認をする (vérifier) べきだという。そうして、ディソーは、2011年判決の登場によって、情報提供義務から警告義務 (devoir de mise en garde) へと議論がシフトしていこうと述べる<sup>(163)</sup>。そのようなディソーの見立てが正鵠を射ているのであれば、2011年判決の登場によって、ザーの情報提供義務の内容ないし位置づけが変質しているということになるのではないだろうか。もっとも、2011年判決は比較的近時のものであるので、かかる点に対する確答を得るにはまだ時間がかかるかも知れない。

以上で挙げた諸点に注意を払いつつ、フランス法の考察から得た視座のもとに、今後、改正民法における錯誤に関する議論も視野に入れながら、日本法におけるジールを保護するための手段としての錯誤の活用可能性を模索していきたいと考えている。

---

(162) V., R. Loir, *supra* note 57, p. 109-110. ロワール (Loir) はジールの事業経験の有無に応じてザーとジールどちらが売上予測に関する情報を作成すべきか判断すべきだという。

(163) N. Dissaux, *supra* note 87, p. 3055.

## L'erreur sur la rentabilité dans le contrat de franchise —selon le droit français—

Hidekazu YAJIMA

Dans le droit français, doctrine et jurisprudence ont longtemps vu dans l'erreur sur la rentabilité non une erreur sur la qualité substantielle mais une erreur sur la valeur qui n'est pas cause de nullité. En effet, dans un arrêt du 31 mars 2005, la jurisprudence a jugé que l'erreur sur la rentabilité d'un contrat de bail à construction ne constituait pas une erreur sur la substance de nature à vicier le consentement du demandeur de l'action en nullité. Ce demandeur avait fondé cette action en nullité sur l'article 1110 du Code civil. Cependant plus récemment, l'arrêt du 4 octobre 2011 a admis l'annulation du contrat de franchise pour erreur sur la rentabilité. C'est à dire qu'il a considéré cette dernière erreur comme une erreur sur la qualité substantielle au sens de l'article 1110. En ce qui concerne l'erreur sur la valeur, la jurisprudence a-t-elle alors changé de cap ou non ?

La réponse doit être négative. La nullité du contrat pourrait être admise si ce contrat avait pour objet un bien ou une activité spécialement destiné à produire de l'argent et si ce bénéfice était le résultat direct de l'utilisation du savoir-faire fourni par le franchiseur au franchisé. En raison de sa finalité spécifique, l'erreur sur la rentabilité pourrait constituer une erreur sur la qualité substantielle comme dans l'article 1110 du Code civil. Il peut donc être compris que dans le contrat de franchise, la rentabilité entraîne dans le champ contractuel. Cette solution peut être envisagée de deux points de vue différents. D'une part, l'erreur sur la rentabilité qui est la conséquence d'une erreur sur la qualité substantielle. Dans ce cas, elle est le résultat d'une appréciation économique erronée faite à partir de données inexacts. Cette erreur sur la qualité substantielle étant une erreur sur l'aptitude de l'objet à réaliser sa finalité convenue (c'est à dire produire de l'argent). D'autre part, dans le contrat-coopération, lorsque le prestataire final a

commis une erreur sur la prestation instrumentale, non seulement son consentement est vicié, mais aussi il est lui difficile de réaliser la prestation finale. Au même titre, dans le contrat de franchise, si le savoir-faire qui a été transmis par le franchiseur au franchisé ne présente pas les qualités suffisantes pour sa finalité convenue, le contrat sera nul. Dans le contrat-coopération, la rentabilité de l'exploitation fait partie de la finalité convenue. Les prestations instrumentales (dans le contrat de franchise, le savoir-faire par exemple) et finales (la rémunération par le franchisé du franchiseur) sont envisagés comme des parties intégrales et réciproques de l'exploitation rentable de l'entreprise. La rentabilité n'est donc pas extérieure à l'objet du contrat car elle constitue sa finalité et donc sa cause. Ainsi, selon certains auteurs, la portée de l'arrêt de 2011 est si étroite qu'elle n'affecte que le contrat de franchise. Cependant, l'importance de cet arrêt est toujours reconnue puisqu'il a clarifié que l'erreur sur la rentabilité pouvait être une cause de nullité du contrat.

## Table des matières

### Chapitre 1 : Introduction

### Chapitre 2 : Aperçu de la notion d'erreur en droit français

#### Section 1. Préface

#### Section 2. L'erreur sur la substance considérée comme vice du consentement

#### Section 3. L'erreur sur la valeur considérée comme erreur indifférente

#### Section 4. Conclusion du chapitre 2

### Chapitre 3 : Les erreurs constituant un vice du consentement en dehors de l'erreur sur la rentabilité

#### Section 1. Préface

#### Section 2. L'erreur sur la personne

#### Section 3. L'erreur sur la qualité substantielle du contrat

#### Section 4. L'erreur excusable

#### Section 5. Conclusion du chapitre 3

### Chapitre 4 : Observations sur l'arrêt de 2005

#### Section 1. Préface

Section 2. Aperçu et observations sur l'arrêt de 2005

Section 3. Conclusion du chapitre 4

Chapitre 5 : Observations sur l'arrêt de 2011 et celui de 2012

Section 1. Préface

Section 2. Raison pour laquelle l'erreur sur la rentabilité pourrait constituer une erreur sur la qualité substantielle

Section 3. Relation entre l'erreur sur la rentabilité et la violation de l'obligation d'information précontractuelle par le franchiseur

Section 4. La portée de l'arrêt de 2011

Section 5. Les arrêts postérieurs à l'arrêt de 2011 et les relations avec la réforme du droit des obligations

Section 6. Conclusion du chapitre 5

Chapitre 6 : Conclusions générales